

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和8年3月10日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	2
(総務部・建設部・会計室所管分)	
質疑(峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、長田知樹委員、藤浦雅彦委員)	
散会の宣告-----	63

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年3月10日（火）午前10時 開会
午後 4時56分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員 長 安藤 薫 副委員長 塚本 崇 委員 藤浦雅彦
委員 長田知樹 委員 南野直司 委員 早坂京一朗
委員 峰松由紀子

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎 建設部長 永田 享
消防長 松田俊也 総合行政委員会事務局長 溝口哲也
総務部理事 丹羽和人 建設部次長兼道路管理課長 寺田満夫
会計管理者兼会計室長 柳瀬哲宏
総務部副理事兼防災危機管理課長 辻 稔秀
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
総務部副理事兼情報政策課長 大西健一
総務部副理事兼固定資産税課長 中尾昌志
建設部副理事兼都市計画課長 藤井芳明 総務課長 真鍋伸也
資産活用課長 浅田明典 市民税課長 石坂直樹 納税課長 藤原英昭
工事検査室長 宮城陽一 道路交通課長 黒田尚志
水みどり課長 杉山 剛 建築課長 篠崎好健

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長代理 香山叔彦

1. 審査案件

議案第1号 令和8年度摂津市一般会計予算所管分
議案第9号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分

(午前10時 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、本日は総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和8年度摂津市一般会計予算所管分の審査ほか10件についてでございます。何とぞ慎重審査の上、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、私はこの場一旦離れますけれども待機しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は峰松委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

本意見について補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 それでは、質問させていただきます。

質問番号1番、財政課になります。予算書15ページ、地方交付税についてです。

市民税が増加しているにもかかわらず、令和7年度と比較すると倍増の12億円となっております。その要因を教えてください。

質問番号2番、財政課です。予算書15ページ、国庫支出金の増額の理由を教えてください。

質問番号3番、市民税課です。20ページ、市民税で個人市民税の増収についてお伺いします。令和6年度から令和8年度にかけて比較すると、人口は減少しております。その中で約10億円の増収となっております。その理由を教えてください。

質問番号4番です。市民税課です。同じく20ページ、市民税の法人市民税の増収になった理由を教えてください。

質問番号5番です。市民税課です。これは予算概要32ページ、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料はどのような形で委託されているのか、お聞かせください。

質問番号6番です。納税課です。予算書20ページ、滞納繰越分の徴収率を教えてください。

質問番号7番、納税課です。予算概要34ページ、督促催告等封入封緘委託料はどのような形で委託されているのか、教えてください。

質問番号8番になります。道路交通課です。予算概要86ページ、高齢者運転免許証自主返納サポート補助金についてです。

令和8年度当初予算主要事業の3ページ、交通安全啓発事業にも関連していると思われていますが、事業内容を教えてください。

質問番号9番です。道路交通課です。予算概要88ページ、自転車自動車駐車場管理事業及び放置自転車等対策事業の新設

で照明器具借上料が予算計上されていますが、内容を教えてください。

質問番号10番です。予算概要88ページ、施設管理事業の修繕料が令和7年度の予算額と比較すると、ほぼ倍増になっています。その理由を教えてください。

質問番号11番です。道路交通課です。予算概要88ページ、公共交通確保維持事業のバス待ち環境改善事業補助金の内容を教えてください。

以上になります。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号1番、予算書15ページ、地方交付税の増額の理由について御答弁申し上げます。

地方交付税につきましては今回増額となっておりますが、まず総務省が示している令和8年度の地方財政計画においては、地方税は5.2%の増加、地方交付税も6.5%の増加という見込みが出ております。

地方税が増加をしておりますが、本市でも同じ率で増加ということにはなりませんけれども、傾向として地方の歳出においては物価高で増加する需要がございます。それは、民間委託であったり指定管理料の増加率などを含めた価格を転嫁していくところについて、基準財政需要額に新たに科目を創設する見込みであることも示されておりまして、需要額の増加が想定されるために増額となるものと考えております。

また、金額が令和7年度と比べますと、地方交付税全体で6億円の増というところにつきましては、特別交付税は同額と考えておりますが、普通交付税につきましては令和7年度の当初予算は4億円でした。この12月に国の補正予算に伴

う再算定があり、追加交付で増額となって、最終的に令和7年度の普通交付税の交付額が9億9,583万5,000円となっております。そこからの伸びで、予算を計上させていただいたものです。

質問番号2番、予算書15ページ、国庫支出金が前年度と比べて増額している理由でございました。

国庫支出金が増加している主な理由といたしましては、千里丘駅西地区再開発事業をはじめとした建設事業費の財源となる国庫補助金が増加していることがございます。

また、保育・給付費負担金などの扶助費も国の負担割合がございましたので、歳出全体が増額になりますと国庫負担金も増額になり、今回予算計上が増加となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 質問番号3番、個人市民税の増収の要因につきまして、御説明させていただきます。

個人市民税、令和8年度当初予算額56億1,200万円につきましては、令和7年度当初予算額から3億6,600万円、約7%の増でございます。

こちらは令和7年度の納税義務者数の増加や最近の賃金上昇の傾向、加えて各種政策の効果等、緩やかな景気回復の状況であることを勘案し、算出したものでございます。

次に質問番号4番、法人市民税の令和7年度の増加の分析でございますが、令和6年度、令和7年度とも内閣府の1月月例経済報告には、景気は緩やかな回復傾向であることが示されておりました。

ここに各年度の実績や前年度からの増

減の程度を見ながら、数値を算出しているものでございます。

こちらは、景気動向や為替の状況、他国の施策の影響等を見ながら、市内全体として企業税収の増減を見込んでおるところでございます。

次に質問番号5番、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料につきましては、市民税課及び固定資産税課で共同入札をしているものでございます。帳票等の作成につきまして、市民税課所管分が軽自動車税、個人市民税の特別徴収、普通徴収、また固定資産税課所管分が固定資産税・都市計画税の当初課税通知書等の用紙の作成でございます。

また、データ印字後の通知書等封入封緘作業につきましても、併せて業務委託しているものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 納税課に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問番号6番、滞納繰越分の徴収率についての御質問でございます。

こちらにつきましては、過去5年間の滞納繰越分の徴収率について、まずお答えをさせていただきます。

各税目により差異はございますが、市税全体で令和2年度40.9%、令和3年度が74.5%、令和4年度が46.5%、令和5年度が49.4%、令和6年度が49.5%となっております。令和7年度につきましては現在予算執行中でございますので、令和8年度につきましては徴収率40.2%で見込んでおります。

なお、令和3年度徴収率が74.5%と高くなっておりますのは、令和2年度におきましてコロナ禍における徴収猶予の特

例があったことによるものでございます。

続きまして、質問番号7番、督促催告等封入封緘委託料についての御質問についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、国保年金課と共同で委託している業務となっております。委託内容につきましては、市税条例におきまして納期限までに納付がない場合に納期限後50日以内に督促状を発しなければならないとなっておりますので、年間を通じて発送する督促状や催告状の封入封緘業務を委託している業務になっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号8番の交通安全啓発事業、高齢者運転免許証自主返納サポート補助金についてお答えいたします。

予算額として38万9,000円を計上させていただいております。こちらは、運転免許証返納者へこれまで配布していただいた反射材つきジャンパーから市内の路線バスを利用できる仕組みに変更するものでございます。

現時点におきましては、12回乗車が可能なバスチケットを検討中でございます。対象者は65歳以上の運転免許証の返納者、対象のバス路線につきましては市内の路線を走る阪急バス、近鉄バスの250円から270円区間、市をまたぐ路線としましても吹田摂津線、茨木八防線などを想定しておりまして、こちらのバスチケットによる乗車が可能な形で考えてございます。

一方で、バス事業者との協議を今鋭意進めているんですけれども、前向きに対応いただいている中で、運転手の負担増にならないような仕組みを望まれておりますの

で、こちらもできるだけ利用しやすい形で調整してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、質問番号9番の自転車自動車駐車場管理事業及び放置自転車等対策事業の照明器具借上料につきましてお答えいたします。

こちらの内容につきましては、いまだLED化の進んでいない施設の照明灯をLED化していく内容でございます、ゼロカーボンシティの実現に向けましてCO2削減の観点と省エネ化の観点から実施するものでございます。

道路交通課の所管分につきましては、自転車自動車駐車場管理事業の中の8施設、放置自動車等対策事業については放置自転車の保管事務所について、LED照明器具を令和8年度から10年間のリース期間において実施するものでございます。

質問番号10番、施設管理事業の修繕料につきまして、令和7年度からの予算額が令和8年度は倍増になる理由についてお答えいたします。

こちらについては、自転車自動車駐車場の適切な維持管理を目指しまして、メーカー推奨の耐用年数を過ぎております消火設備を更新するものでございます。令和6年度から実施に係る調整を進めまして、施工自体は2か年を要することになり、令和7年度と令和8年度で計画しているものでございます。その実施内容につきましては、一斉開放弁などを発注から材料製作に1年程度要する材料がありますことから、施工計画を令和7年度、令和8年度それぞれ立てまして、1年目の施工内容の金額が約2,400万円程度、そして2年目、令和8年度の施工内容の金額が5,100万円程度で、2,700万円ほどの差が生じ

たことが倍増の理由となります。

質問番号11番、公共交通確保維持事業のバス待ち環境改善事業補助金についてお答えいたします。

目的といたしましては、公共交通の利便性の向上、利用促進、地域の連携協働の促進など、計画に位置づけた施策のうちの一つでございます、内容につきましてはバス停の利用環境を改善するための取組に対して補助するものでございます。

補助の対象としましては、バス事業者をはじめとする本取組を進めていただける主体を想定しております。既存のバス停の上屋、ベンチ、照明、案内板の更新や改修など、より使いやすい形にする内容を想定しております。

課題といたしましては、事業者、沿道施設、土地所有者などとの役割分担と合意形成が出てくるので、合意に至った内容について補助金を活用してバス待ち環境の改善を図りたいと考えてございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございました。引き続き2回目、質問・要望をさせていただきます。

質問番号1番、財政課です。財政力指数の推移と財政力は低くなっているのかどうか教えていただきたいです。

質問番号2番、財政課です。事業実施に必要な財源で、国からの補助金は非常に重要だと思っております。そこで財源となる情報収集等はどのようにされているのか教えてください。

質問番号3番です。市民税課です。市税収入を増やすために想定している施策があれば教えてください。

質問番号4番です。景気に関わって法人

市民税も上がったたり下がったりすることはよく理解できました。この質問はこれで終わらせていただきます。

質問番号5番です。市民税課です。予算書256ページの債務負担行為のところ、単年度で契約をされていますが、その理由を教えてください。

質問番号6番です。納税課です。徴収率を上げるための手だてを教えてください。

質問番号7番、納税課です。こちらは予算書256ページの債務負担行為において、複数年度で契約をされています。その理由を教えてください。

質問番号8番です。こちらは要望とさせていただきます。高齢者の方が運転免許証を返納された際の移動手段として、路線バスの乗車チケットを配布する取組については理解できました。

一方で、運転免許証を返納された高齢者の方は、自転車を利用される機会も増えることと想定できます。本年4月からは、自転車の交通違反に対し青切符制度が導入されることから、交通ルールの周知や安全利用の啓発についても併せて取り組んでいただくように要望いたします。

質問番号9番、こちらにも要望になります。自転車自動車駐車場管理事業、放置自転車等対策事業についてですが、新設された照明器具借上料については、LED照明の交換に係る費用であることは理解できました。LED化により、省エネルギー化や維持管理費の軽減も期待されることから、今後につきましても適切な施設管理と経費の抑制に努めていただきたいと思います。

質問番号10番です。こちらにも要望とさせていただきます。フォルテ摂津の自転車自動車駐車場の消火設備の更新であることは理解しました。年1回の総合点検をは

じめ適切な点検を実施し、引き続き利用者の安全確保に努めていただくようお願い申し上げます。

質問番号11番、こちらにも要望とさせていただきます。バス事業者等への補助金の交付により、ベンチの設置やバス停の修繕など、利用者が快適にバスを待てる環境整備を進めていく取組であることは理解しました。

公共交通の利用促進の観点からも、公・民が連携した地域での取組が重要であると考えております。

引き続き、関係事業者や地域と連携しながら利用者の利便性向上と、バス利用者の増加につながる取組を進めていただくよう要望します。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります2回目の御質問に御答弁申し上げます。

質問番号1番、財政力指数の推移と財政力が低くなってきているかどうかの御質問でございました。

まず、財政力指数そのものは基準財政収入額を基準財政需要額で除した値で3年平均という形で示されるものです。こちらは、いわゆる普通交付税が交付されない不交付となる団体については1を超えることになりまして、財政力が高いという言い方をされるものです。

推移でございますが、過去のところで申し上げますと、摂津市は平成29年度に普通交付税の不交付となりました。その時点で財政力指数は1を超える状況となりました。

3年平均で表していく指数ですので、平成29年度は1.0、平成30年度と令和

元年度については1.01で、この3年間は1を超える状況がございました。

令和2年度から令和7年度までの間は1を下回る状況で、幅としては0.99から0.93の間で推移をしている状況ですけれども、0.9を超える状況で、それほど財政力が低くなってきているということはないと思っておりますし、大きな変化があるとは捉えていないところでございます。

質問番号2番、国庫支出金等、国からの補助金の財源について、情報収集等はどのようにしているかとの御質問でございました。

国の財源手当に関しましては、各省庁から都道府県を通じて市町村には関係課に情報が通知されます。

特に、財政課だけがその情報を収集ということではなくて、摂津市であれば国の各省庁から大阪府の関係部局に通知がございました。そこから各関係課に情報が下りてきて各事業について財源があるものについては、それぞれ予算要求の段階において歳出とそれに伴う歳入、それぞれの内容を確認して予算要求している状況でございます。

もちろん今の時代ですので、いろんな情報収集の仕方、ネットであるとかいろんな報道も先に出てくるケースがありますが、それは真偽のほどを確認しないといけなないので、軽々に絶対つくんだということは判断はできないと考えております。新しい財源ということではなくて、実際に摂津市で事業を実施していないけれども、新たに事業を実施する場合で、先例の市町村がありましたら、そこからの情報収集も当然行っております。そこについては大事な財源ですので、財政課もそうですし各課にとっ

ても非常に重要であることから、情報収集を行っておるところです。

また、国の補正予算等がなされる場合にも、そこで新たな財源措置が拡充となるなどの措置が考えられますので、そういった場合も同様の情報を収集して行っているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 市民税課にかかります質問番号3番、個人市民税の増加の方策が何かあるのかという御質問でございました。税制の改正を除きますと、通常、個人市民税の増収の要因としましては稼働年齢人口の増加、また地域経済の活性化による課税所得の増加などが挙げられます。

市民税課におきましては、景気動向を見極めつつ歳入数値を算定しますとともに、税制に則った公平公正な課税事務を行っていくことが肝要であると考えております。

次に質問番号5番、納税通知書等印刷及び封入封緘委託料に関する債務負担行為の期間の御質問だったかと思えます。

こちらにつきましては例年10月から11月頃に入札を実施しまして、契約期間が翌年の5月末頃までとなり、年度をまたがることから、債務負担行為を組んでいるところでございます。

現在、各税目の納税通知書、いずれも紙通知書による郵送での通知となっておりますが、令和7年度の税制改正大綱におきまして、地方税関係通知につきeLTAX、地方税ポータルシステムを経由して副本を送付する仕組みを導入していく旨がうたわれております。

軽自動車税及び固定資産税・都市計画税につきまして、令和9年度に法人向け、令

和10年度に個人向けとしまして、希望者に対し電子的に納税通知書等の副本を送付する仕組みの導入が予定されております。

納税通知書の完全電子化につきまして、は未定でございますが、制度導入により紙通知書が今後どの程度削減できるのか、不透明な部分もございますので、翌年度への債務負担行為としているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 納税課に関する2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず質問番号6番、徴収率を上げる手だてについてでございます。

難しいんですけども、できるだけ高めることが重要だとは理解しております。

納税課におきましては、滞納にならないよう現年度分の徴収率を高めていくことが必要ではないかと考えておるところでございます。

そのため、口座振替の推奨であるとか納期のお知らせをLINEで行ったりして、市民の皆様にご自主納付を進めていただくことが最終的には徴収率の上昇につながっていくかと考えております。

どうしても徴収に応じただけでない場合は滞納処分、つまり給与とか預金の差押えで債権の確保に努めてまいりたいと思っております。

質問番号7番、債務負担行為についての督促催告等封入封緘委託料の複数年契約、債務負担行為についての御質問でございます。

こちらに関しましては、現在、単年度委託となっております。当該業務は現在、人の手で封入封緘作業を行っておりますが、

昨今の人件費の高騰等により、今後予算が増大するおそれがございます。

次年度以降、封入封緘処理の機械化を進めることによりまして、ヒューマンエラーの防止、業務効率化、コスト削減を図るために複数年契約として債務負担行為で予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御答弁ありがとうございました。3回目です。全て要望とさせていただきます。

質問番号1番、物価高騰の影響により地方の歳出が増加する中で、民間委託料や指定管理者等の価格転嫁分を基準財政需要額に反映する見込みなどを踏まえ、地方交付税が増額されたものと理解いたしました。

本市の財政力指数についても、令和2年度から令和7年度まで0.99から0.93の間で推移していることもあります。今後、社会情勢の変化を踏まえながら、安定した財政運営と市民サービスの充実に努めていただきたいと要望いたします。

質問番号2番です。国からの補助金は本市の財源として非常に重要であると考えます。補助金の情報については、各省庁から都道府県を通じて関係課に通知され、予算要求の段階で内容を確認しているとの説明は理解いたしました。

今後も補助制度の情報をしっかり把握し、補助金を取りこぼすことのないように努めていただくとともに、財源を確保し、市の財政負担が増えないように取り組んでいただくことを要望いたします。

質問番号3番です。歳入の根幹である市民税を増やしていただくために、稼働世帯を増やしていく施策が重要であると考え

ております。

一方で、そのような施策については市民税課の所管というよりは、シティプロモーションなどの分野に関わる内容と考えております。本件に関しては、この質問はここで終わらせていただきます。

質問番号5番と7番はまとめて要望させていただきますので、後ほどにさせていただきます。

質問番号6番、徴収率が大阪府下で10位以内だと聞いております。これまでの取組については評価いたします。

一方で、徴収率が50%前後にとどまっております、毎年不納欠損も発生していることから、本来、歳入となるべきものが収入につながっていない状況もあると認識しております。

今後につきましても、徴収体制の強化などにより、可能な限り徴収率の向上に努め、税収の確保につなげるとともに、納税の公平性の観点からも、いわゆる逃げ得にならないように取り組んでいただくことを要望いたします。

それでは質問番号5番と7番、まとめて要望させていただきます。契約方法については単年度契約や複数年度契約など、それぞれの状況に応じて対応されており、費用負担の軽減に向けて努力されていることは理解いたしました。

今後につきましても、引き続き契約方法の工夫などにより、費用負担の軽減に努めていただくことを要望いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 次に、早坂委員。

○早坂京一朗委員 おはようございます。予算概要からページ順に8点の質問をさせていただきます。

まず1点目、質問番号1番、予算概要1

8ページ、資産活用課、市立集会所管理事業について、3点質問させていただきます。

1点目は、修繕料600万円を計上されておりますが、何か所の集会所でどのような修繕を行うのでしょうか。

2点目、市立集会所浄化槽保守管理委託料が8万3,000円計上されております。本来ならば公共下水道に接続されるべきではないかと思えます。なぜ浄化槽保守管理委託料が計上されているのか。また、どの集会所に設置されているのかお答えください。

続いて3点目、集会所器具費として9万4,000円計上されているのですが、どのような器具なのか教えてください。

続いて質問番号2番としまして、予算概要24ページ、防災危機管理課、防犯カメラ設置事業についてです。

防犯カメラリース料が1,648万1,000円計上されております。現状で何台分のリース料になっているのかお聞かせください。

続いて質問番号3番、財政課です。補正予算(第8号)で財政調整基金繰入金として約9億700万円補正して約39億円になっていると認識しております。

予算書54ページに記載している財政調整基金繰入金が約24億8,900万円となっていて、残高が約14億1,100万円になると見込まれます。この状況で来年度の予算編成は問題なく行えるのか、お聞かせください。

同じく公共施設整備基金についても補正予算(第8号)で約1億1,640万円補正されて、合計が約15億3,000万円になると認識しております。

予算書に記載しているように、公共施設整備基金が約7億8,300万円計上され、

残高は約7億4,800万円になると見込まれます。財政調整基金及び公共施設整備基金の現状についての認識をお聞かせください。

続いて質問番号4番、予算概要90ページ、道路管理課、街路灯修繕事業についてです。

今、摂津市では、街路灯は全体で何基設置されているのか。その内訳として、蛍光灯の街路灯が何基残っていて、LEDの更新はいつまでに完了する見込みなのかをお聞かせください。

続いて質問番号5番、予算概要92ページ、道路交通課、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業についてです。

阪急正雀駅前の安全・安心な通行空間の確保のため、道路拡幅に向けた土地及び建物の調査を実施する予算が計上されております。

備考欄にも記載されております歩道整備に係る調査業務については、どのような内容なのか。また、地権者の同意は得られているのかをお聞かせください。

続いて質問番号6番、予算概要96ページ、建築課、多世代定住促進事業についてです。

新規事業として、より効果的に定住を促進するために、世代間の支え合いを通じて暮らしの充実を図るため、多世代での同居・近居を新たに始める子育て世代を対象に、住宅取得費用を3年間で最大45万円補助しますとなっております。この補助金は1年間で15万円ずつ支給されるものなのか、それとも一括で45万円支給されるものなのか、改めてお聞かせください。

続いて質問番号7番、こちらも予算概要98ページ、水みどり課、公園維持管理事業についてです。

公園維持管理委託料、約1億6,700万円及び修繕料が2,560万円計上されております。非常に大きな予算規模となっておりますが、公園維持管理委託料はどのような内容か。また、対象となる公園は何か所なのかをお聞かせください。

あわせて、修繕料2,560万円について、その内容をお伺いいたします。

続いて質問番号8番、納税課、予算書21ページに滞納繰越分として6,600万円計上されております。かなり大きな金額に見えますが、この金額はどのような内容で、どのような算出方法で見込まれているのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号1番、集会所管理事業についてお答えいたします。

まず1点目、修繕料についてでございますが、集会所の点検を行いながら不良箇所の随時修繕をして、維持管理に努めているところでございます。

令和7年度、現在の実績といたしましては、玄関の土間であったり流し台の排水管の詰まり、ほかにも照明器具、ガラスなどの修繕を行っております。

2点目の浄化槽保守管理委託料でございます。

現在2か所において浄化槽による処理をしていることから、保守管理を実施しているところでございます。

具体的には、鳥飼八町1丁目でございます第12集会所、それから鳥飼野々3丁目でございます新野々集会所でございます。

3点目、集会所器具費9万4,000円の内容でございますけれども、消火器、机、椅子の購入を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号2番、予算概要24ページ、防犯カメラ設置事業に関する御質問に御答弁いたします。

現状で何台分のリース料となっているのかとのお問い合わせでございます。令和7年度は25台の新規設置をいたしましたことによりまして、現状205台分となっております。

以上です。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号3番、財政課に係る御質問に御答弁申し上げます。

まず、令和7年度につきまして、現時点で補正予算（第8号）後の令和7年度末の現在高見込みといたしましては、財政調整基金は約64億円、令和8年度の当初予算を計上しておりますのが、今回24億9,000万円ほどを取崩す予算を上げておりますので、今の時点での令和8年度末の現在高見込みは約39億2,000万円となっております。

公共施設整備基金においては、令和7年度末の現在高見込みが補正予算（第8号）後については約33億3,000万円と、令和8年度の当初予算計上後では、令和8年度末の現在高見込みが約25億5,000万円になると考えておるところです。

主要基金全体といたしますと、令和7年度末の現在高見込みは約97億3,000万円、令和8年度末の現在高見込みは約64億8,000万円と、予算上で見込んでおるところです。

この当初予算編成における財政調整基金の取崩し額、推移を見ますと多額になってきております。もちろん次年度、そういった現在高で予算が組めるのか、また財源

が著しく不足した場合に備えることができるのか、安定した財政基盤であるのかという御心配があるかと思えます。中期財政計画ではこの備えといたしまして、標準財政規模の約20%である40億円が必要としており、それを維持する目標として立てております。

また、公共施設整備基金は公共施設の整備に必要な財源に充てるために取崩しを行っております。現在、大規模な建設事業が令和9年度ぐらいまでは続くものもございます。金額の大きい事業がございますので、そちらの取崩しというのは出てくるかと考えております。

ですので、ここから数年は基金残高が減少して推移していくと予想しておりますけれども、当然基金が枯渇することのないように財政運営もしっかり行っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号4番、街路灯に関する御質問にお答えいたします。

まず、摂津市内道路照明灯、街路灯と呼ばれているものにつきましては、市内で1,074か所ございます。そのうち、水銀灯、蛍光灯につきましては、令和6年度時点で328か所ございます。

現段階でそれ以外のものについてはLED化しておりまして、球切れ次第、順次LEDの照明へ切り替えを進めているところでございます。

令和7年度、現時点での実績でございますが年間で47か所でございますので、まだ六、七年ほどかかる見込みでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号5番の正

雀南千里丘線外2路線道路改良事業の調査内容と地権者同意の有無についてお答えいたします。

個人交渉の内容に係るものにつきましては詳細な表現は控えさせていただきますけれども、調査内容は道路用地の補償額の算出に必要な不動産鑑定と物件の調査でございます。

地権者の同意につきまして、現時点では調査を実施するところまでの同意には至っておりませんが、今後も取得に係る交渉を継続してまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 質問番号6番、多世代定住促進事業について、1年で15万円か、一括で45万円かというお問い合わせです。今回の内容につきましては1年で15万円の補助金で、以降2年申請していただき、3年で計最大45万円とする内容の要綱とする予定でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号7番の公園維持管理事業についての御質問にお答えいたします。

まず、公園維持管理委託料の内容についてでございます。

市内の都市公園42か所及びちびっこ広場97か所について、点検や除草、清掃、砂場の消毒といった日常管理業務、噴水やせせらぎなどの水景施設の管理業務、おおむね年2回の樹木剪定、遊具点検業務、それから新幹線公園における車両公開業務などを毎年維持管理として実施しております。

なお、ちびっこ広場97か所中73か所の除草・清掃につきましては、自治会等51団体に行っていただいておりますので、

重複しないよう取り組んでおります。

続いて、修繕料の内容についてでございます。

遊具の点検結果に基づく修繕や日常点検で損傷を確認したもの、また市民からの通報等に応じて適宜修繕を実施しているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤原課長。

○藤原納税課長 それでは質問番号8番、個人市民税の滞納繰越分に係る御質問にお答えさせていただきます。

令和8年度の個人市民税6,600万円の予算につきましては、令和7年度の収入未済額と令和6年度以前の収入未済額を基に算出をさせていただいております。

令和8年1月末時点での現年度の調定額約54億9,000万円の徴収率を98.5%と想定いたしまして、令和7年度の収入未済額を約8,200万円と見込んでおります。

令和6年度以前の滞納額約1億4,900万円の徴収率を43%と想定し、収入未済額を約8,400万円と想定しております。

この合計額である1億6,600万円に対しまして、令和8年度の徴収率を40%程度と見込みまして、予算額6,600万円を計上しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御答弁ありがとうございます。

続いて、2回目の質問・要望をさせていただきます。

まず質問番号1番の市立集会所管理事業についてです。3点ありますが、まず1点目、市立集会所管理事業の修繕料600

万円について、集会所そのものが老朽化してきていることから、今後も維持管理費が発生してくると思います。年次計画のFM推進事業では集会所はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

2点目としまして、浄化槽の保守管理についてです。市民に対して公共下水道を使用するよう推奨しておりますが、なぜ公共施設である集会所が今でも浄化槽を使用しているのか、お伺いいたします。

続いて3点目、集会所器具費についてです。前回の一般質問でも、AED設置について質問させていただきました。今回、事前に集会所の利用状況の資料を確認しましたが、地域の会合や高齢者の集まりなど、決して少なくはない一定の利用頻度があり、地域にとって大変身近な公共施設であると認識しています。

また、AEDの設置について、以前参考とされているガイドラインでは、設置判断に当たり心停止のリスク、利用人数、高齢者利用の有無、目撃されやすさや心停止から5分以内に使用できる配置、救急隊到着までの時間といった要素を総合的に考慮することを記載されております。

そのような観点からも考えますと、集会所についてもAED設置を改めて検討する余地があるのではないかと思います。市として集会所へのAED設置をどのように考えているのか、お聞かせください。

続いて質問番号2番、防犯カメラ設置事業についてです。

防犯カメラは市民の安全・安心に欠かせないものでありますが、一方で市民のプライバシーが常時撮影されていることもあり、その撮影データはその目的のためだけに適切に扱われていることが必要であると思います。

そこでお聞きいたします。防犯カメラの撮影データが外部から不正にアクセスされているケースもあると聞いたことがあります。本市の不正アクセス対策としてどのような取組を行っておられるのか、お聞かせください。

次に質問番号3番、財政調整基金及び公共施設整備基金についてです。

先ほど答弁があったように、非常に厳しい財政運営が見込まれております。財政運営においては固定費削減が必要不可欠だとも思いますが、令和6年度決算でも経常収支比率が令和5年度と比べて2.5ポイント悪化し101%となっております。

これは人件費や扶助費など、義務的経費の増加によるものですが、令和8年度予算を編成するに当たり、経常収支比率についてどのように考えているのかお聞かせください。

続いて質問番号4番、街路灯修繕事業についてです。

LED化してまちを明るくしていくことは市民の安全や安心、また犯罪抑止にもつながると思いますし、街路灯は本来、夜間の交通安全を確保する重要なインフラだと認識しております。

加えて、いわゆる2027年問題で蛍光灯の製造が禁止されることを踏まえると、早期の切り替えも必要ではないかと考えております。

また、鶴野地域や鳥飼地域で市民から夜間が暗いとの声や大正川の右岸堤防で街路灯がない箇所もございます。LEDの増設の考えはあるのか、お伺いいたします。

続いて質問番号5番、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業について、対象となる阪急正雀駅前東口については4路線に加えて地下通路を入れると5路線になって

おり、私も駅立ちをしているとき通行者の動線が複雑で危険な箇所だと認識しております。

早期の道路空間の確保を期待しておりますが、先ほどの答弁では同意を得られていないとのことでした。実際に調査することは可能なのか、今後どのように進めていくのかお伺いいたします。

続いて質問番号6番、多世代定住促進事業についてです。

今年度は375万円が予算計上されております。年間15万円の補助をすると、25世帯が対象になる計算になります。そこでお聞きしますが、改めてこの補助金の申請方法として初年度にまとめて申請できるものなのか、それとも毎年度申請を行う手続になるのか、制度のお考えをお聞かせください。

続いて質問番号7番、公園維持管理委託料についてです。

内容について分かりました。以前に一般質問で別府公園のトイレが使用できない状況が続いていることを取り上げましたが、今は修繕されて使用できている状態です。今後同じように故意に壊され修繕が必要になった場合の考え方、再発した場合の市の対応方針について教えてください。

続きまして納税課の滞納繰越分についてですが、こちらは要望とさせていただきます。

算定の考え方について理解いたしました。市税については様々な事情を抱えている方もおられる一方で、納税されている方との公平性を確保する観点からも、滞納繰越分への対応は重要であると私自身も考えております。

今後ともそれぞれの状況に配慮しながら、適切な徴収と滞納額の縮減や圧縮に向け

た取組を継続していただくよう要望とさせていただきます。

2回目の質問・要望を以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号1番、市立集会所管理事業についてお答えいたします。

まず1点目、FMの観点で集会所の維持管理につきましては、随時点検を実施し、運営委員会とも連携しながら予防保全に努めてまいります。

一方で、最適な保有量と配置ということも考えていく必要がございます。人口減少を見据えて利用状況や建物の状況を把握しつつ、集会所全体の在り方も検討していく必要があると考えております。

2点目、浄化槽についてでございます。

市立第12集会所については、公共下水道が未整備となっております。もう1か所の新野々集会所は建設当時、公共下水道が整備されておりました。

整備されたタイミングで検討もされたということですが、結果的に整備を見送った状況でございます。

今後につきましては、整備に多額の費用が生じますことから、集会所の在り方を検討していく中で、またFMを推進していく中で検討してまいりたいと考えております。

3点目、AEDについてでございます。

集会所は施設規模としてはかなり小規模であるということと、他の多くの施設と違って開設時間に管理者が常駐しているわけではございません。使用する時間以外は施錠されておりますことから、AEDを設置したとしても多くの時間で使えない状況になると考えております。

こうした状況から現状におきましては、A E Dの設置は難しいものと認識しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号2番、予算概要24ページ、防犯カメラ設置事業の防犯カメラに対する本市の不正アクセス対策に係る御質問に御答弁いたします。

防犯カメラは不正アクセスがあったかどうかを確認する手段といたしまして、防犯カメラの映像へのアクセスログを確認させていただいて、映像にアクセスしたパソコンそのものがアクセス権限のあるパソコンであったかどうかをチェックするのが最も確実であります。

映像へのアクセスログは確認いたしておりますけれども、アクセス権限のないパソコンからの不正なアクセスは現時点で存在しておりません。

なお、映像にアクセスするためには、まず専用のパソコンを起動するためのパスワードが必要でございまして、そのパソコン内にあるアプリケーションを開くためのパスワードも必要です。

さらには、映像にアクセスしてそれをダウンロードするための無線LANのIDとパスワードも必要であるため、セキュリティ的には強固なものであると認識いたしております。今後は特定のパソコンからしかアクセスできないように、パソコンの固有識別番号でありますMACアドレスを指定するといったMACアドレスフィルタリング機能も併せて設定することで、さらにセキュリティの強化を図ってまいりたいと考えております。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります

2回目の御質問に御答弁申し上げます。

質問番号3番、令和8年度は経常収支比率についてどのように考えて編成をしたかの御質問かと思えます。

経常収支比率の改善に向けましては、もちろん経常経費の削減と、歳入増加のための財源確保といった取組が必要だと考えております。

中期財政計画の中でも取組として取り上げておるところでございますけれども、令和8年度の予算編成においては、その中でも経常経費の適正化というところで、例えば委託業務の仕様の見直し等による事業の適正化であったり、印刷製本費等の削減の対策であったり、またデジタル技術等の導入による業務の効率化であったりと、経常経費の削減に向けての取組を始めておるところがでございます。

また、公債費の抑制で、市債発行について、今取り組んでいる事業については難しいですけれども、新規事業の市債発行については低減していくような取組を行います。また、資金調達による財源確保ということで、例えばふるさと納税を拡充していくなど、歳入の面に向けても経常収支比率の改善に向けた取組は取りかかっているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号4番の道路照明灯LED化の考え方のお問いでございました。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、市内で現状、約7割のLED化率に至っております。

委員がおっしゃっていただいている暗がりのところをどう補完していくかについては、国土交通省が示します道路照明施

設の設置基準というものがございまして、市が管理いたします道路に関しましてはその考え方にに基づき、今まで設置してきたものでございます。

主に、信号がある交差点であったり横断歩道、それと一般交通が非常に多いところの箇所道路照明灯は設置してきたものでございます。

あと、大正川の堤防沿いであったり、自転車、歩行者の専用道路、そういうところについては設置をしております。

ただ、今は水銀灯、蛍光灯については球切れがしょっちゅう起こっております。以前、当委員会の中でも御議論いただいたところでございますが、道路のパトロールであったり市民からの情報提供ですぐさま職員が出向いて対応中との紙を貼らせていただいております。予算としましては、予算概要90ページの道路維持事業にございます修繕料の中で、適宜LEDの照明へ切り替えを進めているところでございます。

ただ、この修繕料、中身が舗装のひび割れであったりだとか割れているところについて補修をしたりだとか、防護柵、つまり安全柵の修繕も限られた予算の範囲の中で進めている状況でございます。引き続き予算の範囲内でLED化を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号5番の2回目のお問いにお答えいたします。

交渉自体が任意による交渉ですので、まず協力をいただくことが前提になってまいります。粘り強く丁寧な交渉が大事になると考えております。今後、実績のある弁護士等に専門的かつ法的な確認作業を行

いながら、新たな視点や新たな提案を交えて交渉を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 質問番号6番、申請方法は毎年度必要なのかというお問い合わせですが、多世代定住促進事業ですので、定住と多世代の構成が確保できているのかを確認する必要があります。

ですので、毎年度申請していただくことでその内容を確認させていただくこととしております。

以上です。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号7番の公園施設が故意に壊されたときの対応についての御質問にお答えいたします。

悪質行為に対しましては毅然と対応すべきと考えており、警察署に被害届を出した上で修繕を実施しております。

繰り返し故意と思われる破損がある場合は施設を使用停止とし、防犯カメラの設置など悪質行為に対し一定の抑止力が期待できるようになれば、修繕を実施いたします。

それでもなお、悪質な行為が後を絶たない場合には、施設の使用停止のみならず、廃止することも検討する必要があると考えております。

さらに、このような行為が公園全体に及ぶ場合には、公園そのものの使用停止も検討しなければならないのではないかと考えております。

公園は自由利用が原則ですが、利用者のモラルとマナーの遵守は欠かせません。こうした行為によって公園そのものの使用停止といったことにならないよう、啓

発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御答弁ありがとうございます。全て要望とさせていただきます。

質問番号1番の市立集会所管理事業について、御答弁ありがとうございます。

1点目、集会所の老朽化が進んでいるため、FM推進事業の中で年次計画を立てて計画的な更新や整理を行い、将来的な維持管理費の削減につながるよう要望いたします。

2点目、浄化槽の保守管理については公共施設でもあることから、可能な限り公共下水道への接続が進むよう、今後の整備や検討を要望いたします。

続いて3点目、AEDの設置について、集会所のような地域に根づいた身近な公共施設においても、利用状況や地域の実情を踏まえながら検討していただくよう、改めて要望させていただきます。

また、ガイドラインの中でも一例として大きな施設というのは入ってはいるんですが、固定されているわけではないという認識でおります。ぜひ、改めて要望いたします。

公共施設だけでなく、民間事業者が運営する高齢者施設なども含め、AEDを設置しようとする場合に、市として購入費用や更新費用に対する補助制度の促進、創設についても視野に入れた検討を要望し、この質問を終わらせていただきます。

続きまして質問番号2番、防犯カメラ設置事業についてです。

防犯カメラのデータの安全性はきちんと確保されていることが分かりました。防犯カメラは街頭犯罪の未然防止に大きな抑止力が期待できます。

また、犯罪や事故が発生した際の捜査においても重要な役割を果たすものと考えております。

一方で、増やせば増やすほどランニングコストが膨らむ面もありますので、費用対効果や設置場所についても十分に検討していただく必要があると感じております。

今回の答弁で安全性について適切に確保されていると感じましたが、今後も機器そのものの性能や安全性、信頼性といった観点も含め、総合的に検証しながら市民の安全・安心のため、ランニングコストの圧縮にも知恵を絞りつつ、必要な予算の確保にも尽力いただくよう要望いたします。

続いて質問番号3番、財政調整基金及び公共施設整備基金についてです。

令和8年度は国においても消費税減税など、税収がさらに落ち込む可能性がある中で今後の財政運営が非常に気になるところだと思っております。

最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、持続可能な財政運営に努めていただくよう要望し、この質問を終わります。

続いて質問番号4番、街路灯修繕事業についてです。

現行の蛍光灯を使い続ける考え方も非常に理解できますが、蛍光灯よりLEDのほうが周囲をより明るく照らすことができるものと認識しております。まちを明るくし、市民が安心して暮らせる環境を守るためにも計画的な更新を進めるなど、早期にLED化を進めていただくよう要望し、この質問を終わりにします。

続いて質問番号5番、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業についてです。

先ほど申し上げましたとおり、当該箇所は通行動線も複雑で危険性が高い交差点であると認識しております。駅前という多

くの方が行き交う場所でもありますので、市民の安全な通行空間の確保に向け、関係者との丁寧な協議を進めながら、早期の整備に取り組んでいただくよう要望し、この質問を終わりにします。

続いて質問番号6番、多世代定住促進事業についてです。

先ほどの答弁で言いますと1世帯当たり年間15万円を最大3年間支給する制度であると認識しております。25世帯が継続して利用した場合、来年は750万円、3年後からは1,125万円の事業規模になると考えられます。

この事業、これだけの予算を投入して人口増を目指していく取組であると意気込みを感じております。本事業が実際の定住促進につながるよう、引き続き人口増に向けた取組を進めていただくよう要望し、この質問を終わりにします。

続きまして質問番号7番、公園維持管理事業についてです。

点検結果に基づき、優先順位をつけて修繕を行っていることや破壊行為への対応方針について理解いたしました。

全国では老朽化や安全基準の強化、さらには破壊行為などを理由に公園遊具、公園自体が撤去される事例も増えていると聞いております。

一部の行為によって公園施設が使えなくなり、結果として撤去につながることは大変残念でありますし、できる限り避けていくべきものだと私は考えております。

公園は世代を超えた集いの場、憩いの場でもあり、地域の大切な資産だと私は認識しております。今後も市民が安心して利用できる公園環境を守るため、適切な維持管理と必要な修繕に引き続き取り組んでいただくよう要望し、私からの質問を以上と

させていただきます。

○安藤薫委員長 次に、長田委員。

○長田知樹委員 私からは8点質問させていただきます。

質問番号1番、財政課に伺います。

歳入に関しまして、予算書26ページの株式等譲渡所得割交付金が前年度比2倍、28ページの地方特例交付金が前年度比1.4倍という増額が見込まれていますが、その算定根拠についてお聞かせください。

質問番号2番、水みどり課にお伺いします。

予算書146ページの農業水路費が前年度比約1.91倍となっております。この理由についてお聞かせください。

質問番号3番、同じく水みどり課に伺います。

予算書166ページで、公園管理費が前年度比約0.79倍となっております。この減額理由について御答弁ください。

続きまして質問番号4番、資産活用課に伺います。

ここから予算概要に移ります。18ページの市立集会所管理事業における委託料についてですが、近年、水道光熱費の高騰が続いております。

そこで、市立集会所における水道光熱費について、どのような形で負担徴収が行われているのか、お聞かせください。

次に質問番号5番、防災危機管理課に伺います。予算概要24ページの犯罪被害者等支援事業についてです。

本事業の内容と賃貸住宅家賃等補助金の制度について御説明ください。

次に質問番号6番、同じく防災危機管理課です。予算概要24ページの防犯カメラ設置事業についてです。

近年、防犯カメラは犯罪抑止の観点から

重要な設備となっていますが、一方でさっきの質問でもありましたが、機器によっては情報セキュリティの観点から懸念が指摘されているケースもあります。

実際に海外では監視機器について、安全保障や情報セキュリティの観点から、公共調達の在り方が議論されている事例もあると承知しております。

そこで、本市で設置している防犯カメラのメーカーについてお聞かせください。

次に質問番号7番、道路管理課に伺います。予算概要90ページの橋梁長寿命化修繕事業についてです。

今後、人口減少や高齢化が進む中で持続可能なインフラの維持管理は重要な課題であると考えます。

本市における橋梁の整備修繕について、今後どのような方向性で取り組んでいくのかをお聞かせください。

最後に質問番号8番、建築課に伺います。予算概要96ページの多世代定住促進事業についてです。

本事業は新規事業とのことですが、従来の多世代同居・近居支援事業は、本事業の開始に伴い廃止となるのかお聞かせください。

1回目の質問は以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります御質問に御答弁申し上げます。

質問番号1番、予算書26ページの株式等譲渡所得割交付金の増額理由と、28ページの地方特例交付金の増額理由、根拠でございます。

まず、株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和8年度の総務省が示します地方財政対策の中で対前年度の伸びが11

4.3%と示されておりました。

また、大阪府の当初予算要求も108.7%という伸びとなり、そこを参考とさせていただきます。

ただ、令和7年度からするとそんなに上がらないのではないかと思われると思うのですが、実際、令和6年度の決算額が2億円を超える状況がございました。令和6年度決算のほうが令和7年度の予算を算出したときよりも時期的に近いところがございますので、令和6年度の決算額の2億円を参考といたしまして、そこからの伸びを見させていただきまして、今回の予算計上は2億円とさせていただいております。

次に、地方特例交付金でございます。こちら総務省が示します地方財政対策での地方特例交付金等の対前年度の伸びが、かなり多くて321.3%となっております。

こうした伸びの理由といたしましては、地方特例交付金で見えます住宅ローン減税の減収部分の補填があるんですけども、そちらに加えまして令和8年度からは軽自動車と自動車の環境性能割というのが令和7年度末で廃止になることとなります。こうした地方財源の減少分につきまして補填をする措置が取られるところが1点ございます。

また、地方揮発油譲与税についても暫定税率等の廃止によりまして一部減額となる部分が出てくるものでございますので、この減収部分についての補填を地方特例交付金で措置することとなっております。

令和8年度では住宅ローン減税の減収部分を約8,000万円と地方揮発油譲与税の減収補填分を600万円、あと軽自動

車税と自動車税の環境性能割の減収の補填分を合わしまして4,700万円程度と見込んでおりますので、それを合わせまして全部で約1億3,300万円という予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号2番の農業水路費の増額理由についての御質問にお答えいたします。

淀川から農業用水を取水しております五久樋ポンプ場にポンプを1台増設することと、同じく淀川から農業用水を取水しております河原樋ポンプ場の取水口におきまして、取水の妨げとなっております特定外来生物の駆除を実施することによるものでございます。

続いて3番目の公園管理費の減額理由についての御質問にお答えいたします。

令和7年度に実施しております3号街区公園の人工芝の整備が完了することによるものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号4、市立集会所管理事業についての御質問にお答えいたします。

まず、市立集会所の運営につきましては、地域で組織された運営委員会に委託しておりまして、その委託料につきましては1か所当たり年額4万1,000円としております。

その金額の根拠が、電気、ガス、水道の基本料金相当分を積算したものでございます。摂津市立集会所条例におきましては、光熱水費は使用者が負担するとなっております。使用者が支払う使用者負担金と

委託料で光熱水費を賄っていただいております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号5番、予算概要24ページ、犯罪被害者等支援事業に関する御質問に御答弁いたします。

犯罪被害者等に対する支援といたしましては、大きく4点ございます。

まず1点目は、相談の受付です。犯罪被害に遭われた市内に在住・在勤・在学の方で、警察に被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方に対して、相談を受付しております。

そして2点目につきましては、犯罪行為によりまして被害を被った方、またその遺族の方に遺族見舞金、もしくは傷害見舞金の支給をさせていただいております。

3点目につきましては、犯罪被害者等が従前の住居に居住することが困難となった場合、新たに入居される賃貸住宅の家賃及び敷金等の補助を行っております。家賃につきましては、生活保護法に定める住宅扶助費基準以内の額になりますけれども、契約日から6か月以内の家賃が対象です。

それから敷金等につきましては、引っ越しに要する費用も含みますけれども、20万円を限度に補助しております。

4点目です。こちらについては犯罪行為によりまして介護、家事、保育が必要になった場合につきましては、ホームヘルパーの派遣をいたしております。

次に、質問番号6番の防犯カメラのメーカーに対するお問いに御答弁いたします。

市がメーカーを指定して入札行為を実施しているわけではございませんが、結果といたしまして現行において摂津市内で稼働しておる防犯カメラは、国内のTOA

というメーカーになります。

以上です。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号7番、橋梁長寿命化修繕事業に関わる方向性に御答弁申し上げます。

橋梁など土木インフラに関しましては高度経済成長期、市街地化の進展に伴いまして、集中的に整備をされている状況でございます。

ただ、年数の経過に伴いまして高齢化、老齢化が進行している状況は皆さんも御承知のとおりかと思うんですが、このため効果的な維持保全管理が求められているところでございます。

この橋梁に関しましての内容でございますけれども、まず、平成24年に中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故、これを契機といたしまして、平成25年に道路法が改正になり、点検基準の法定化がなされております。

それを受けて本市におきましても、河川や水路にかかる市で管理している橋梁といたしまして、橋の長さ2メートル以上の橋梁が、現時点で174橋梁がございます。

これについて、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしております。令和2年度から令和11年度までの10年間ということで策定いたしておりますが、予防保全型の維持管理へ移行する目的といたしまして、今後50年間の修繕費用をこの予防保全型の修繕でもって縮減できるということでさせていただいております。

実際には、道路法で法定されている5年おきに一度、近接目視による橋梁の点検が定められておりますので、この174ある部分について年割で点検を実施いたしております。

その点検内容につきまして4段階で健全性を評価する物差しが示されております。健全であったり予防保全段階、早期に措置を講じるという段階と緊急に措置を講じなければならないという段階、この4段階に分かれてございます。

今、令和5年度までで2巡目の点検が一通り回ってきておりますが、緊急に措置する段階の橋はございません。早期に措置を講じるべき橋が2橋ございますが、既に修繕している状況でございます。

予防保全段階という橋が35橋ございます。それ以外は健全となっておりますので、市としては優先順位に基づいた形で、今後も修繕に努めてまいります。

令和8年度につきましては、大正川にかかってございます生駒橋、生駒歩道橋、この2橋について修繕を実施してまいりたいと考えております。

今後もこの点検結果を踏まえた形で優先度を判定する中で、今後も予防保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 質問番号8番です。委員がおっしゃるとおり、多世代同居・近居支援事業は廃止いたしまして、新規事業といたしまして多世代定住促進事業とするものでございます。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。2回目に入らせていただきます。

質問番号1番、算定根拠が分かりました。いずれも国の制度や景気動向によって変動する可能性のある歳入でもありますので、引き続き状況を注視しながら財政運営に当たっていただきたいと思います。この

質問は以上です。

続きまして質問番号2番、ポンプ1本の増設と特定外来生物の駆除費用による増額であることがよく分かりました。

外来生物の繁殖は農業水路の維持管理にも影響する課題かと思いますので、引き続き適切な対応をお願いし、この質問を終わります。

次に質問番号3番、3号街区公園の人工芝整備が完了したことによる減額であることが理解できました。引き続き、市民の憩いの場である公園の適切な維持管理をお願いし、この質問を終わります。

続きまして質問番号4番、市立集会所の水道光熱費は、市が基本料金部分を委託料として負担し、それ以外の使用分については受益者負担として利用者から徴収する形で運用されていると理解しました。

その中で、利用者から徴収する水道光熱費の負担額には集会所ごとに違いがあると伺っておりますが、水道光熱費の高騰が続く中で管理者の方が適切に利用料へ反映できているのかについて、市としての認識をお聞かせください。

続きまして質問番号5番、犯罪被害者等支援事業における賃貸住宅家賃等補助金の制度については理解いたしました。

現在は実費が確定した後に補助を行ういわゆる後払いの制度となっていることですが、犯罪被害に遭われやむを得ず転居を余儀なくされる場合には、被害者の方の手元に引っ越し費用がないケースも想定されます。こうした場合に備え、先払いなどの対応は検討できないのかお聞かせください。

続きまして質問番号6番、本市の防犯カメラが国内メーカーであるT O A製の機器であることを確認できました。

防犯カメラは市民の安心・安全に寄与する重要な設備である一方で、情報セキュリティや市民のプライバシーとのバランスも重要なテーマであると考えます。

今後の防犯カメラの整備に当たっても、情報セキュリティの観点から機器の選定について、十分配慮していただきたいと思っております。この質問を終わります。

次に質問番号7番、橋梁の定期点検を行いながら長寿命化を図ることで、維持管理コストの抑制に取り組んでいくという方向性について理解いたしました。

橋梁は市民生活を支える重要なインフラでもありますので、安全性を十分確保した上で計画的な維持管理を進めていただくことをお願いし、この質問を終わります。

続きまして質問番号8番、従来の多世代同居・近居支援事業を発展させた取組であると受け止めております。

核家族化が進む中で、子供が祖父母など親以外の大人と関わる機会は子育てや家庭の支えという意味でも重要であると考えます。

つながりのまち摂津らしく、家族のつながりを生み出す事業となることを期待して、この質問を終わります。

2回目以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号4番、市立集会所の光熱水費と使用者負担金についてでございます。

委員がおっしゃっていただきましたように、集会所の光熱費の実費相当額に当たる使用者負担金については各運営委員会で定めておられて、多少のばらつきがある状況でございますけれども、基本料金部分を委託料としてお支払いしていることから、その使用者負担金についても高額な設

定とすることなく運営できているものと認識しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号5番、犯罪被害者等支援事業に関する2回目の御質問にお答えいたします。

家賃の補助が先払いにできないのかということでございました。先ほども御答弁申し上げましたけれども、実際にお支払いいただいた家賃が上限となる補助内容でございます。

仮に定額で補助しているものであれば、定額で先にお支払いするのも検討できるかと思うんですけども、実際には実費支給でありまして定額支給ではないこと、仮に概算払いをしたとしても、毎月毎月精算の手続で事務が非常に煩雑になること、また生活困窮支援の意味合いはないことによりまして、先払いは今のところ検討しておりません。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。3回目、いずれも要望になります。

質問番号4番について、集会所ごとに徴収額の違いはあるものの、委託料と利用料を合わせておおむね運営が成り立っていると理解いたしました。

市立集会所は地域コミュニティ活動の拠点でもありますので、持続可能な運営が図られるよう、引き続きお願いしたいと思います。

続きまして質問番号5番、制度上、実費補助という仕組みの中で先払いが難しいということは理解いたしました。

しかしながら、犯罪被害に遭われた方の中には速やかに住居を移さなければなら

ないケースもあり、手元資金がない場合には大きな負担となることも考えられます。

他自治体では、一時的な宿泊費の助成や転居費用の支援など、より迅速な支援を行っている事例もあると聞いておりますので、本市においても、より被害者に寄り添った制度となるよう先払いなど柔軟な支援の在り方について検討していただくことを要望し、私からの質問を終わります。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午前11時48分 休憩)

(午後0時57分 再開)

○安藤薫委員長 再開いたします。

引き続き議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず、1番目でございます。令和7年度一般会計補正予算(第8号)です。この中で、先ほども質問がありましたけれども、16ページ地方交付税が、5億9,583万5,000円増額補正されて約12億円まで上がりました。

これは地方交付税計画に変更があったということでもございましたけれども、例年、大体7月に本算定をやって、秋ぐらいに修正がかかるというパターンで、再々算定みたいな形になっていると思うんです。その辺の時系列について、私にも分かるように、御説明いただきたいと思っています。

2番目、不動産売払収入です。同じく令和7年度補正予算(第8号)、22ページに記載しています。大きく変わっているのは、イノベーションパークの公募が令和8年度にずれ込んだということですが、これは所管が違います。旧別府公民館の売却で2,610万円増額になっていますが、この内訳について、御説明いただきたいと思います。

3番目、令和8年度予算全般につきましては、過去最高の約530億円となっています。

それから部長会の中でも、いろいろ御説明がなされていて、いろいろ工事費が高くなっているとか、物価高も言われていました。全体像として、一般会計の分で結構ですけれども、内部評価を踏まえて、要点をまず、説明いただきたいと思います。

4番目、市立集会所管理事業、これも先ほど質問がありました。修繕費用600万円の使い道も言われていましたが、集会所の老朽化が非常に激しくなっているので、今後、公共施設等総合管理計画の第二期計画の中で検討していくと答弁があったわけでございます。今までは、FMの中で、集会所が多いし、老朽化が激しいから、統廃合も踏まえて、やっていくと思っていました。

しかし、最近考えが変わりまして、そのことを今日は言いたいと思います。1回目は、この修繕料600万円です。大規模な老朽化対策はできません。トイレが壊れたらトイレの改善とか、バリアフリー化とか、ちっちゃなことしかできないと言うんですけれども、この線引きです。工事はできへんけど、これぐらいなら修繕費の中でやっていこうという考え方があると思うんです。

抜本的なことはできない。していたら1件だけでも600万円では足りないことになるので、この修繕に対する考え方について、聞いておきたいと思います。

5番目、庁舎管理事業についてでございます。これは余談ですが、去年、市役所のシーリング打ち替えをやっていただきました。実は公明党の会派控室は、横殴りの雨が降ると水が入ってくるんです。何回も

施設管理の人に来てもらって見てもらいましたが、原因はシーリングですということでした。やっとシーリングの打ち替えをやっていただきましたので、まず、感謝申し上げておきたいと思います。

その上で、予算概要18ページの庁舎管理事業です。ESCOサービス料、5,268万9,000円で、9年ぐらい前にESCO事業が導入されました。

このところ、光熱費の変動があったり、いろいろなことがありましたけれども、この金額についてどのように算定されているのか、聞いておきます。

6番目、FM推進事業、予算概要20ページです。公共施設等総合管理計画策定業務委託料として、190万9,000円が計上されています。まずは、この委託方法とスケジュールについて聞いておきます。

7番目、防犯カメラ設置事業について、これも先ほど来いろいろ議論がなされました。予算概要は24ページになりますが、この事業費としては1,790万3,000円。これは全て防犯カメラのリースの費用になるんだろうと思います。

何年か前に、これまで設置していたものも全部、5年間のリースに変えていきますという考え方が示されて、どんどんリース化されていきました。今年度、新規はありません。全部、現状あるものをリース化していくということでもございましたけれども、令和8年度、新たにリース化する防犯カメラがあるのかないのか。あったら、どれぐらいの台数を新たにリース化するのかについて聞いております。

8番目、交通安全啓発事業についてでございます。これも先ほど質問がありました。予算概要86ページになりますが、高齢者運転免許証自主返納サポート補助金とし

て38万9,000円、これは65歳以上の市民に新たに路線バスの乗車券を配る制度です。12回乗車できる枚数になっていますという話でございました。

一応それに基づいて、ジャンパーの支給は終了するというところでございました。

先ほど詳細については答弁がありました。私からは、変更するに至った理由です。前の制度について評価され、いろいろと議論した上で、今回の制度に変えられたと思うんです。その変更するに至った理由について、聞いておきたいと思います。

次、9番目、放置自転車等対策事業です。予算概要88ページになりますが、放置自転車等移動委託料726万円を計上されていますが、まずこの内容について説明をお願いしたいと思います。

続きまして、10番目、公共交通確保維持事業について、これも先ほど来、質問されています。予算概要88ページですが、一つは、公共施設、民間バス、セッピー号及び市内循環バスの運行形態の見直しの検討が進んでいるということでございます。

これは代表質問でもありましたが、令和8年度の予定、どういう協議をして、どう進めていかれるのかです。

それからもう一つは、バス待ち環境改善事業補助金として100万円が計上されています。これも先ほど質問がありましたけれども、令和8年度の予定として、もう決まっていますというのであれば、具体的な予定を教えてください。

11番目、都市再生地籍調査(街区境界調査)事業について、予算概要90ページ、190万円が計上されていますけれども、令和8年度で予定されている地域について、まず、御答弁をお願いしたいと思います。

12番目、公共基準点管理事業についてです。予算概要90ページ、332万4,000円について、維持管理の中身を御答弁ください。

13番目、千里丘駅東口再整備事業、予算概要92ページになります。この事業は2か年、3か年にわたっていくわけですが、まず令和8年度は6億8,468万1,000円でございます。

この入札などを含めたスケジュールについて、まずお聞きします。

14番目、交通安全対策事業です。予算概要92ページで、千里丘三島線に矢羽根型路面標示の設置工事がなされますけれども、その概略について、まず聞いておきます。

15番目、千里丘三島線道路改良事業について、予算概要92ページになります。これも代表質問でありましたけれども、改めて令和8年度における進捗をまず聞いておきたいと思います。

16番目、緑の基本計画改定委託料、予算概要94ページでございます。水みどり課で、一般事務事業として、緑の基本計画改定委託料326万8,000円が計上されていますが、委託内容と、そのスケジュールについて、まず聞いておきます。

17番目、特定空家対策事務事業について、予算概要96ページになります。空家所有者等調査委託料114万円が計上されていますが、予定をされている調査の中身について御答弁をお願いします。

18番目、多世代定住促進事業について、これも先ほど議論がありました。予算概要96ページです。25件分で375万円を見込まれているということでございます。この25件とした根拠について、まず聞いておきたいと思います。なぜ30件ではな

く、15件でもなく、25件なのか。

それから19番目、震災対策推進事業についてになります。

予算概要96ページ、1,074万6,000円が計上されています。その中で、耐震診断補助金185万円、そして、耐震改修補助金として800万円が計上されております。

耐震診断、それから耐震設計、耐震補助、除却補助、また、シェルター補助とあります。予算上での予測、見積根拠についてどれぐらいで見ておられますかということをお聞きします。

20番目、開発指導・確認経由事務事業について、予算概要96ページです。この事業について11万円ということです。本市は特定行政庁、いわゆる確認申請を受理できる団体ではありませんが、開発許可は、昔はできなかったんですけども、何年か前に大阪府からの権限委譲で摂津市でも許可を下ろすようになりました。

本市では、さらなるまちづくりのための開発基準もつくっておられますけれども、それらの絡みについてです。事前協議があったり32条協議をやって、開発は下ろします。しかし、確認申請は特定行政庁じゃないので下ろせません。本来は大阪府がやるんですけど、民間会社が確認申請を受理するようになっていますから、民間へ頼むことが非常に多くなっています。そんなことも踏まえて、どんな絡みになっているか、まずお聞かせください。

21番目、必ず質問する狭隘道路整備事業、予算概要96ページ、600万円を計上されています。予定されている件数について、まず聞いておきます。

22番目、公園維持管理事業についてでございます。予算概要98ページです。先

ほども出ていましたけど3号街区公園が、もう完成します。前回のときも、いろいろ質問しましたけれども、この地区の区画整理の残った清算金で、今やっているわけです。これで全て区画整理に関連していることは完了するわけです。

本来なら、オープニングセレモニーをやっていただきたいところでございますが、そんなことはしないということでございます。4月4日に千里丘まちづくり協議会が桜まつりをしますが、その一環で、実は勝手にオープニングのテープカットをやります。

これはぜひ、建設部長も参加していただいて、テープを切ってください。よろしくお願ひします。また案内状を持って行きます。

本題に入りますが、この公園維持管理事業の中に、砂、樹木等240万円と記載されています。この中身について、まず聞いておきます。

それから、23番目、ここから防災危機管理課になります。自主防災組織支援事業について、予算概要106ページです。今回、60万円計上されていますが、この自主防災訓練に対する支援の在り方についてお聞かせいただきたいと思ひます。

何に重点を置いて支援をしておられるのか。まず聞いておきたいと思ひます。

24番目、防災資機材及び備蓄用品整備事業、同じく予算概要106ページです。今回は災害発生直後の初動期における避難所環境の充実を図るために、マンホールトイレの中につけるランタンなどです。避難所運営に必要な備蓄物資を追加配備するとあります。

もう少し詳細に御説明をお願いしたいと思ひます。

25番目、防災訓練事業について、同じく予算概要106ページです。令和8年度も総合防災演習を実施される予定だと思います。去年は残念ながら、台風が来るといふことで、中止になりましたけれども、総合防災演習をすることによって得られる効果等について、認識を聞いておきたいと思います。

26番目、防災対策事業、予算概要108ページです。防災会議委員報酬28万8,000円が計上されていますけれども、地域防災計画については、今ちょうどパブリックコメントをされているところがございます。一通り私も目を通して臨んでおりますが、今後のスケジュールも併せて、この費用について、お聞きしたいと思います。

27番目、避難所運営マニュアルの作成です。いつも質問していますが、避難所運営マニュアルは、それぞれの避難所に沿ったマニュアルにしていかないと意味がないということをお願いしてきました。担当課で取り組んでいただいていることについては、非常に評価しているわけです。令和8年度の予定について聞いておきます。

28番目、個別避難計画の策定、これも、法律的には努力義務です。しかし、全国で、これをつくろうという動きになっていて、本市でもつくろうとされています。まずは、令和8年度での予定について、聞いておきます。

29番目、防災人材の育成についてということで、予算概要108ページです。まず、防災士取得費用助成金について、これは1人当たり3万円やから、10人分です。10人とした根拠について、聞いておきます。

30番目、マイ・タイムラインの普及についてです。数年前から進められています。

去年、保存版の水害対応ガイドブックを全戸配布されました。その一番最後にもマイ・タイムラインのことが書かれていますし、その前に出された水害マップにも書かれています。

広域避難の一番肝になるのは、このマイ・タイムラインの普及やと思っています。

新鳥飼公民館で、広域避難フェスティバルを初めてやっていただいた。これも評価をしておきたいと思いますが、そのときに香川大学の先生がおっしゃっていましたが、それぞれに避難するスイッチというのがある。そのスイッチを持っておくということが大事で、ここまでこうなったら必ず避難しようということ、それぞれ持っておく。これはまさにマイ・タイムラインです。マイ・タイムラインに、こうなったら逃げようということを書き込んでおくことになると思います。

だから、非常に大事な取組だと思いますが、令和8年度、どんなふうに普及されていくかについて聞いておきます。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 質問番号1番です。令和7年度の補正予算(第8号)に係る御質問にお答えをいたします。

補正予算書16ページで普通交付税が5億9,583万5,000円増額補正されたことについて、普通交付税の時系列での流れとの御質問でございました。

まず、普通交付税の算定は令和7年度7月に本算定という形で7月29日に交付決定がされております。

この金額が5億4,884万2,000円、7月に交付決定をされておりました。

12月になりまして、国の補正予算がご

ございました。そちらで地方交付税の予算が計上されたところでございます。

これは国税収入の決算等に伴いまして、令和7年度の地方交付税が増額されたということで、この普通交付税の基準財政需要額の算定方法について、法律の改正がございました。そこでは、基準財政需要額の算定方法の改正がございまして、中身といたしましては、令和7年度限りではございますけれども、経済対策の事業や委託料等の物価高騰対応の円滑な実施に必要な財源を措置するためということで、臨時経済対策費が需要額で設けられました。

また、地方公務員の給与改定に必要な財源を措置するため、令和7年度に限り給与改定費が設けられました。

もう1点、臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和7年度に限り臨時財政対策債償還基金費が設けられたところでございます。

そのことによりまして、再算定が行われた結果、摂津市の普通交付税額につきましては、全体で9億9,583万5,000円と決定されたもので、今回その交付額に合わせた形で補正予算に計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号2番、土地売却収入の増額についてでございます。

こちらにつきましては旧別府公民館について、公募により売却いたしましたけれども、鑑定価格よりも高く売却できた影響と市民活動支援センターの公募が不調になった影響でございまして、差し引きして増額補正としたものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に関わりませぬ御質問、3番目で令和8年度一般会計予算の全般についてという御質問でございましたので、御答弁申し上げます。

令和8年度当初予算の一般会計総額は529億600万円で、前年度と比べますと11億7,800万2,000円、約2.3%の増額となっております。

歳入におきましては、市税が前年度から2.6%増と見込んでおりまして、地方譲与税や各交付金、地方特例交付金であるとか、地方交付税は地方財政計画の伸び率を参考にいたしまして、全体的には増額の予算となっております。

また、財産収入において、健都イノベーションパークの売却予算や千里丘駅西地区再開発事業の土地等の売払い収入などがありまして、前年度よりも約1億円増額となっております。

国庫支出金については、建設事業費や扶助費の歳出増に伴いまして、約20億円増となっております。

歳出につきましては性質別で見ますと、前年度と比較して、建設事業費で約4億円増額となっております。

保育・給付費負担金などの扶助費、約2億7,000万円の増、人件費で約2億4,000万円の増、あと借換債を除く公債費で約3億3,000万円の増となっております。

市債発行ですけれども、こちらは借換債を除く形で前年度と比較をいたしますと21億6,000万円ほど減っております。

主要基金からの繰入金、こちらでも約32億7,000万円となっております。前年度と比べますと約12億2,000万円の減となっております。

歳出全体で、予算としては増えたところ

ではございますけれども、市税や地方交付税など、一般財源や、また国庫支出金などの特定財源も増えたため、基金からの繰入れは減っており、市債も減額となっている状況がございます。令和8年度予算では、後年度への負担を増やさない形にできたのではないかと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号4番、集会所の修繕についてでございます。修繕の考え方でございますけれども、緊急度と重要度を考慮する必要があると考えております。

優先順位が最も高いものとしては、外壁の剥落であったり、消防設備の不良など、利用者等の安全に関わるものであると考えております。

次に高くなるのが給排水設備とか、電気設備といった、集会所の機能を果たすために必要な修繕になると考えております。

今後につきましても、巡回して点検を行うとともに、予算額も考慮しながら優先順位を見極めて修繕を行ってまいります。

続きまして、質問番号5番、庁舎管理事業のESCOサービス料についてでございます。こちらは、平成29年9月に事業契約を交わしておりまして、空調、照明等の省エネ化改修に際して設計、施工、維持管理、それから効果検証の費用をESCOサービス料として支払っているものでございます。

その費用を平成30年度から令和9年度までの10年間、リース契約のように、毎年定額で支払うものでございます。

続きまして、質問番号6番、公共施設等総合管理計画策定業務委託料についてでございます。

第1期の計画期間が令和8年度までとなっておりますことから、その改定でございます。委託内容といたしましては、中長期的な施設の維持管理コストの試算や計画に基づく施設対策費の試算、計画を実施した場合の効果額などの試算を委託したいと考えております。

スケジュールといたしましては、令和8年度に入りましたら、できるだけ早い時期に契約しまして、その年度内の委託終了を予定しております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号7番、防犯カメラ設置事業に係るお問いに御答弁申し上げます。

現行205台稼働しておる防犯カメラにつきましては、全てリースへの移行が完了しておりますので、令和8年度以降、新たにリース化するカメラはございません。

以上です。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号8番でございます。交通安全啓発事業の高齢者運転免許証自主返納サポート補助金につきまして、制度変更に至った理由と、これまでの評価についてお答えいたします。

運転免許返納者に配布していましたが、反射材付きジャンパーにつきましては、平成26年度から年間平均で140枚程度を配布してまいりました。その間、免許返納後の徒歩、または自転車などによる夜間のお出かけ時の交通安全にも寄与しているものと考えてございます。

そこから制度変更に至った理由でございますが、地域公共交通協議会での議論、公共交通の利用促進が求められているといった社会情勢の変化を踏まえまして、運

転免許の返納による交通事故の減少と路線バス利用による移動手段の確保の相乗効果を狙ったものでございます。

続きまして質問番号9番、放置自転車等対策事業、放置自転車等移動委託料の内容についての御質問にお答えいたします。

事業内容につきましては、摂津市自転車等の放置防止に関する条例に基づきまして、放置自転車禁止区域内に放置されている自転車を移動保管、または啓発業務を実施しております。この委託料によりまして、年間120日間に2トントラック1台と、作業員3名による放置自転車の移動作業を実施しているものでございます。

続きまして、質問番号10番、公共交通確保維持事業のメインの取組であります運行形態の見直しとバス待ち環境改善事業補助金の令和8年度の取組について答弁いたします。

公共交通確保維持事業のメイン施策の取組予定としましては、令和7年度に把握いたしました移動ニーズや実態から、実現可能な運行ルートについてバス事業者との具体的な検討に入っていく予定でございます。

その検討につきましては、バス事業者などの実務担当者を中心とした分科会で進めていく予定でございまして、こちらは非公開で、その結果について市民委員にも共有する仕組みで進めてまいります。

こちらの課題につきましては、様々な条件を勘案する必要がございまして、バス事業者との合意形成や、各法制度、道路交通事情など、様々な条件を勘案しながら複数の案について検討を進めて、令和8年度中にワークショップ等においても説明、意見聴取、合意形成といった取組を進めていく予定でございます。

バス待ち環境改善事業補助金の令和8年度の予定につきましては、先ほどの答弁と同様でございますが、バス停の利用環境を改善するための取組に対して補助するものでございます。その対象はバス事業者をはじめとする利用環境の改善の取組を進めていただける主体、そして、その内容につきましては、バス停の上屋やベンチ、照明、案内板の更新や改修設置などを想定しておりまして、各事業者や沿道の施設、土地所有者などとの合意形成や役割分担を整理しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号11番、都市再生地籍調査(街区境界調査)事業の場所との御質問にお答えいたします。

この都市再生地籍調査(街区境界調査)事業と申しますのは、国土調査法の規定に基づく調査でございます。

一定の街区の官民境界線上の民等について各地権者様と立会いして、災害が起こった場合にも、事前防災の備えとしての早期復旧、早期復興がかなうような形での効果、発現が求められるところでございます。

令和8年度につきましては、鶴野2丁目の一部で実施を予定いたしております。

続きまして、質問番号12番、公共基準点管理事業の維持管理の中身のお問いでございます。

こちらにつきましては4級基準点、これは50メートル標準距離としておりますが、精度よく効率的に測量を行うために市内に設置をしている事業でございます。

令和8年度につきましては正雀3丁目、4丁目、4級基準点31点の設置の実施を

予定いたしております。

質問番号13番でございます。千里丘駅東口再整備事業の入札スケジュールでのお問い合わせでございます。本事業につきましては、交通結節機能の強化、バリアフリー対応など、安全・安心で快適な通行空間の確保のため、千里丘駅東口の駅前広場及び連絡通路等に係る改良工事でございます。令和7年12月議会で継続費の御承認を得ましたので、現在、工事発注に向けて手続に入らせていただいているところでございます。

ただ、現段階、財政課からお聞きいたしておりますのが、1回目、2回目の入札が公告されたものの、参加受付け数が不足しているということで、入札中止となっておりますので、当初の想定以上に時間を要している状況でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号14番、交通安全対策事業、千里丘三島線の矢羽根型路面標示の設置工事に関する詳細についての御質問にお答えいたします。千里丘三島線につきましては、市役所からJR千里丘駅へとつながる本市の重要な幹線道路でございます。千里丘東地区において、令和5年度に歩道整備を行って、歩行空間の連続性を確保したところでございます。

自動車、自転車、歩行者ともに交通量が多く、令和8年度の設置工事につきまして、まずは、千里丘駅南交差点から香露園交差点までの区間において、矢羽根型路面標示を設置して、各交通モードの相互の安全な通行と利用促進を図ってまいります。

質問番号15番、千里丘三島線道路改良事業の令和8年度の進捗についてお答えいたします。

令和7年度は、三島3丁目の三島まちかど広場から三島2丁目交差点までの西側の区間のうち、バス停を含む約70メートルについて2件の道路用地を取得し、暫定の歩行空間を確保しているところでございます。

令和8年度につきましては、用地1件の不動産鑑定と建物調査を実施予定でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号16番、緑の基本計画の改定委託料に係る内容とスケジュールの御質問にお答えいたします。

委託内容は緑被率やアンケートの調査分析業務を委託するもので、委託期間としては、令和8年度と令和9年度を予定しております。

改定作業につきましては、国が定めました緑の基本方針と大阪府の広域計画を勘案して作業を進めてまいり、令和9年度中に案を作成し、令和10年度にパブリックコメントと最終調整を実施し、公表したいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 質問番号17番、特定空き家対策事務事業で空き家所有者等調査委託料の概要、中身です。空き家の相続調査業務を大阪司法書士会と連携協定を結んでおりまして、相続関係が複雑な場合に、大阪司法書士会から司法書士の推薦を受けまして、司法書士に委託するもので、10人までの相続人調査が1件4万円で、2件分を見込んでいます。

所有者不存在の空き家につきましては、除却などをする場合は、相続財産管理人の選任を家庭裁判所へ申し立てる必要がござ

います。その場合の申立て費用の弁護士への実費報酬と家庭裁判所に支払う予納金100万円を計上しております。どちらも必要となったときに実施するものでございます。

質問番号18番、多世代定住促進事業の25件の根拠でございます。これまでの多世代同居・近居支援事業の子育て世帯の申請実績から25件を見込んでおれば、漏れることなく申請を受け付けできるものであろうと見込んだものでございます。

質問番号19番、震災対策推進事業で、耐震診断、耐震改修等の予算上の見積りにつきましては、メニューごとの補助金でございます。

木造住宅の耐震診断が5万円の補助金で16件、非木造住宅の耐震診断2万5,000円が2件、それから共同住宅などの耐震診断費用100万円が1件、木造住宅耐震改修設計10万円が4件、木造住宅耐震改修40万円に、低所得者の上乘せ20万円を加えた60万円が4件あって、それから木造住宅の除却40万円が10件を見込んでおります。

耐震シェルターの補助につきましては、木造耐震改修補助に含んでいるものでございます。

質問番号20番、開発指導・確認経由事務事業で要綱等につきまして、敷地面積が500平米を超えるものは、都市計画法上の開発許可が必要になります。

500平米に満たないものでありましても、建築基準法上の規定による道路の位置指定を受けるもの、開発協議基準の中で、300平米を超えるもの、この三つにつきましては本市の開発審査会において関係課と協議して指導するものとしております。

それに満たないものにつきましては、建築確認申請となりますが、大阪府下におきましては、建築確認申請の前に、市の経由が必要となりますので、本市の関係課と協議しているものでございます。

質問番号21番、狹隘道路整備事業の予定件数でございます。住宅などの建築で相談や建築確認申請があった場合に、狹隘道路拡幅の対象路線であれば、道路管理課において協議を実施しております。発生主義の事業でございますので、件数としての予定はございません。

以上です。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号22番の公園維持管理事業の砂、樹木等240万円の内容についての御質問にお答えいたします。こちらは砂場に補充する砂や、捕植用樹木の購入に係る経費、それと防草シートなど公園施設の補修や遊具の補修に係る資機材等の購入費用となっております。

以上です。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号23番、自主防災組織支援事業に係る御質問に御答弁申し上げます。

支援の内容でございますけれども、自主防災組織の意向を尊重しながら、防災危機管理課におきまして、取組内容を提案するとともに、当日、関係課の職員や緊急防災推進員、それから防災サポーターとともに訓練に参加しておるところでございます。

防災危機管理課としましては、より実践的な内容となるように避難所運営マニュアルに基づく避難所受付訓練や、マンホールトイレ、携帯トイレの設置訓練等を行うとともに、地域版防災マップを活用した水害時の広域避難に係る周知啓発に重点を

置いて支援を行っております。

続きまして、質問番号24番、防災資機材及び備蓄用品整備事業についての御質問にお答えいたします。

こちらの備蓄品の追加配備に関する御質問であったかと思えます。通常であれば、現行、備蓄している備蓄品の更新にかかる費用を予算計上しておるんですけども、それに加えて追加配備する備蓄品のために、令和7年度、令和8年度、令和9年度の3か年に分けて予算措置しながら、備蓄品の充実を図っていかうとするものでございます。令和7年度は追加配備として携帯トイレであるとか、乳幼児用・大人用紙オムツ、生理用品、使い捨て哺乳瓶等を購入しました。

令和8年度は、3年分割の2年目に該当いたしますけれども、ビブス、ペーパー歯磨き、延長コード、電源タップ、マンホールトイレ用ランタン、食品ラップ、ゴミ袋、レジ袋、それから簡易ベッド等々の配備に対する予算措置をしておるところでございます。

質問番号25番、防災訓練事業に関するお問い合わせでございます。総合防災演習の効果に対する認識についてでございました。こちらにつきましては、本会議の代表質問での市長答弁にもございましたけれども、大きく3点ございます。

まず、一つ目につきましては、災害発生時に効率的な応急対策業務を実践するための手段を確認できること。

二つ目といたしまして、平時から防災関係機関と連携を図ることで、顔の見える関係を構築し、災害発生時の円滑な受援体制の確立につなげること。

三つ目といたしましては、職員、市民が防災への関心を深めることで、市全体の防

災意識を向上させること等でございます。

続きまして、質問番号26番、防災対策事業のうち、防災会議委員報酬28万8,000円についてでございます。

御存じのように、防災会議を開催した際に、委員にお支払いする報酬ではございませぬけれども、今後のスケジュールということでした。令和7年度につきましては現在、地域防災計画の改定作業を進めておりますけれども、今後、本年度中の開催予定はございません。

令和8年度の予算につきましては、防災会議の開催があった際に、委員に払う報酬としての予算措置となっております。

続きまして、質問番号27番、避難所運営マニュアルの作成についてのお問い合わせでございます。令和8年度の予定ということでございました。

避難所運営マニュアルにつきましては、令和5年度から開始した事業でございます。令和5年度に子育て総合支援センター、令和6年度に安威川公民館、市民図書館、そして、令和7年度が正雀体育館、味舌小学校で作成してございます。

令和8年度につきましても、順次作成をしていく予定はしておりますけれども、どの地域について作成するのかは、まだ、現段階では確定しておりません。

続きまして、質問番号28番、個別避難計画の策定に関するお問い合わせでございます。令和8年度の予定ということでございましたけれども、令和5年度まではゼロ件でございましたけれども、令和6年度に2件、それから令和7年度中に3件完了しております。

令和8年度ですけれども、新たに保健所と連携しながら、1件の着手の予定をしておるところでございます。

続きまして、質問番号29番、防災人材の育成に関するお問い合わせでございます。防災士取得費用助成金の30万円の根拠、金額の妥当性だと思います。こちらにつきましては、過去の最大申請数が9名であるため、同規模の予算措置をするために、10名分で積算しておるところでございます。

続きまして、質問番号30番、マイ・タイムラインの普及に関するお問い合わせでございます。令和8年度の予定でございました。こちらにつきましては、広域避難カルテも含めて、広報誌の防災特集や出前講座、地域版防災マップの作成を通じて周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 御答弁ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、2回目です。まず1番目の令和7年度一般会計補正予算(第8号)でございます。細かくいろいろ御説明いただきまして、ありがとうございます。令和7年度に限って、いろいろやってもらった分もあるとのことでした。職員の給与も上がりましたが、そういう部分も一部で見てもらって、物価高対策とか、いろんなものを入れていただいて、増額になったということでございます。

これは令和7年度限りで、令和8年度は同じではないと思います。流れとしては、7月に本算定があって、決定していくことになると思いますけども、これについてはよく分かりました。

それで、令和7年度一般会計予算は、総額としては14億1,224万5,000円が減額になり、取崩し額を減らしたということがあります。基金の繰入額は約11億円減額しましたので、当初は約45億円

取崩しをしていたものが、約34億円に減らされています。

若干積み増しもしています。ここまでで、国や府の補助金とか交付金とか、人件費の補正までやりました。入札差金も調整が終わっていますので、残りは最終の決算による各課の不用額が出てくることになると思います。令和7年度の財政的な見方については、最終どうなるように見ておられるか、5月、6月頃に決算額が出そろうことになりませんが、そこではっきりしてくるわけです。

中期財政計画も、大事だと思っています。中期財政見通しでは、令和7年度の基金の取崩しは8億7,600万円で1億4,900万円は積み増しということにしています。大体7億円ぐらい、実質は取崩しになるだろうとなっているわけです。

27億円ぐらいの乖離がありますが、戻ってくるかどうか。不要額は大体3%から5%ぐらいが戻ってくると聞いておりますので、5%返ってきたら25億円ほど戻ってくるようになりますし、3%だったら15億円ぐらいとなります。

予測になるかもしれませんが、どのように最終の見立てをしておられるのか。中期財政計画をつくられた担当課として、いい線をいっていると評価されるのか、少しずれたと評価されるのか。それも踏まえて評価していただきたいと思います。

次に、2番目、不動産売払収入についてでございます。2,610万円は旧別府公民館が高く売れたけども、市民活動支援センターが売れなかったということです。

旧別府公民館の跡地は、売却まで随分時間がかかりました。別府コミュニティセンターは、その前に建っていますけど、建設するときには、売却が決まっていた。

土地の問題とか、いろいろ整理がつかなくなったりして、遅れて今日に至ったということで、過去にも言いましたが、建物を解体せずに、その解体費用をあらかじめ引いた金額で売却に出されました。

その前の分は、市民活動支援センターもそうですが、高い値段をかけて潰されたわけです。片田ハウスも、潰すために実施設計して、見積りを取って、入札をして潰す。非常に高くつくやり方であると指摘をしました。今回は違う形を取ったということで、もう少し詳しく、幾ら差し引いて、幾らの予定額だったのか、市民活動支援センターの分を加味せえへんかったら、何ぼ上振れして売れたのかについて、聞いておきたいと思います。

3番目、令和8年度の予算の全体像は分かりました。ありがとうございます。

景気の問題、それから給与も皆さん上がったということで、税を払う人が増えた。年金も少しずつ上がっています。年金が上がると、保険の区分が1割から2割に上がったという相談がちょこちょこあります。

何で上がったのかというと、年金が上がったからとのことで、そんな上がっていませんが、少し上がっただけでも、そういう人が出てきています。全体的に上がっているわけです。

地方交付税の話も分かりました。お聞きしたいのは、借換債について、一旦借りていたものを、もう一回借換えをするわけです。今回は、どういう内容の借換えをしたのかについて、教えてください。

それからもう一つは、年収の壁が、国会でも引き上げられています。

実は去年、公明党が与党にいた頃に、年収の壁を160万円まで引き上げるといって改革をしました。その後178万円まで

引き上げられています。

令和8年度では、最初にあった160万円までの年収の壁の引き上げの影響が若干なりとも出てくると聞いています。令和8年度では、年収の壁の影響がどんなものなのか。また、それに対して、国で何か補填があるのかについて聞いておきたいと思います。

次に4番目、市立集会所管理事業ですが、考え方については分かりました。問題のあるところを優先的にやっています。また、設備等で、例えば排水が詰まったとかいろいろあります。桜町集会所は電気がつかなかったということがありました。優先的に直していますとのことでございまして、老朽化とか、そういうものはなかなか、手をつけられるものではありませんということでございます。

令和6年度の決算審査のときに聞きましたが、市立集会所基礎調査をされています。そこで分かった結果について、今後の集会所の在り方を検討していくとのことでありました。これは、恐らく次の公共施設等総合管理計画の中での検討になると思いますけど、どんな検討をしていくのか聞いておきます。

5番目、庁舎管理事業でございます。今、E S C O事業のお話をさせていただきました。平成30年度に導入されて、今年度で9年目、来年度で終わりになると思います。

内容も、空調とか照明とか水道とか、光熱費関係、工事費、設置費を考慮されて金額が決められていると、それを10年分に割り当てる。

10年したら契約が切れる。E S C O事業の契約について、設備は全部そのまま譲渡されることになっていると思っておりますが、実際にはどうなるのかについて、聞いておき

たいと思います。

先ほど言いましたけども、光熱費は上がったたり下がったりしています。補助金を入れたりということがあったりしましたけども、この上がったたり下がったりしたことについての利用料と言うのか分かりませんが、何か影響額というのはあるんですか。

状況に応じて変わると思うんですけど、変動とかも併せて聞いておきたいと思います。

次に6番目、FM推進事業についてでございます。第2期の摂津市公共施設等総合管理計画が、いよいよ策定されることとなります。委託方法、スケジュールは聞いたわけですが、こういう方針でもって進めていくという基本となる項目があると思います。

中期財政計画にも関連してまして、その中に書いています。改めて、これを基本としていくということを、決まっていれば言うてほしいと思います。

7番目、防犯カメラ設置事業です。これは205台ともリース化されていて、リース料を払っているだけという話でございました。

非常に残念なのは、地元の地域の話になりますが、市場池公園があります。ここは、2年前からで樹木を折る人がいます。

桜の木の花が咲いているのに折ったり、地元の人がアジサイを植えて、アジサイの名所になっているわけですけど、それを折るんです。

目撃はされていまして、誰かは大体分かっています。利用されている人は、あの人やということをもみんな分かっています。その証拠のビデオとかは撮っておりません。そういうことで、訴えを随分しています。市役所にも、市民から樹木を折ってる人が

いると訴えられています。この管理をしている地元の老人クラブからも言っていて、警察にも被害届を出していただいたようでございますけれども、なかなかちが明かないということでございます。

防犯カメラをぜひつけてもらいたいということです。地元からも、自治会から要望を出しましたけれども、残念ながら設置には至りませんでした。

先ほど担当の課長からもありましたけども、あまりひどい場合は、閉鎖してしまうというショッキングな発言もありましたけども、そうならないためにも、防犯カメラの設置が必要です。

三宅公園は、最初から設置されていますけども、あと三島公園と、庄屋公園についてもです。設置されている公園もあるし、設置されていない公園もありますが、最終的には、公園には防犯カメラが必要ではないかと私は思います。その辺の必要性について、聞いておきたいと思います。

8番目、交通安全啓発事業でございます。制度を変えましたということで、言われていましたけども、平成26年度から始まって年間平均で140人ぐらいの方がジャンパーを引き換えに来られるとのことです。着てはる人をよく見かけます。

令和2年度に、摂津市自転車活用推進計画をつくられました。この中に人生100年ドライブとかあります。ジャンパーとともに、自転車もあげましょうというて、放置自転車を無償譲渡されていまして。

摂津市は、自転車で移動しやすい市域だから、どんどん自転車に乗ってもらおうと、こういう意味合いもあって始められたと思います。だんだん引き換える人が減ってきました。そのことを総括として言ってほしかった。

人気があるのに、いきなりぱっと変えてしまったということではないと思うので、変更に至った理由を、言っていただきたいと思います。

その上で、令和8年4月から道路交通法が改正をされまして自転車については、青切符が切られることになります。

随分世間がざわついています。特に高齢者の人、どうなるんやとおっしゃっています。分からへんやないかという声がよくありまして、教えてほしいとの声もあります。

この3月に行われる、交通安全自動車協会が主催の安全運転講習会では、自転車の青切符について、特集のように、今回はやられるということで、一般の方も、どんどん来てくださいという呼びかけをしています。積極的に、市民に啓発をしていくことが、必要だろうと思います。これは市民の方が求めてはるから、どういう方法を考えておられるかについて、お聞かせいただきたいと思います。

それから、9番目、放置自転車対策についてでございますが、先ほど、放置自転車の仕組みについてお答えいただきました。

摂津市自転車活用推進計画の中に、取締りの事も書いてあります。駅周辺の交通対策として、自転車等の放置禁止区域、駅周辺で放置されると、自転車の移動をしますということが書かれています。

ずっと気になっていることがありまして、これは所管外やから、あまり言えないんですけども、千里丘駅西地区、今、再開発をやっています。来年6月で完成しますけども、調べてみたら自転車置き場が少ないんです。

今、商業ビルの横に少しあります。マンションはマンションの専用駐輪場が2階、3階にあります。

でも、一般のお店に来た人たちの自転車置場が少ないんです。自転車だらけになって、どうなるのかと、危惧しています。

千里丘駅東口も、もともとは少なかったんです。昔は好き勝手に自転車を置いてはった。駅に向かう道、両側に自転車が置かれて、自転車が山積みのようになっていました。

これは何とかせなあかんということで、行政も動いていただいて、JRとの管理協定も結びながら、電磁ロックの自転車置場を設置しました。

これも結構時間をかけて、苦勞もして、今日のようになったんです。だから千里丘駅西地区も、管理する側として、違法自転車がいっぱいあふれんように、考えてくれてと、言うてもらわなあかんと思います。

所管が違うからお答えはできへんかも分かりませんが、対応しないと自転車だらけで、整理ができなくなる。

それからレンタサイクルは撤退しました。もともとレンタサイクルは、マイケルと、駅リンクんの2件ありました。マイケルは早く撤退しましたが、駅リンクんは結構最後まで残っていました。自転車の乗り入れを緩和する役目があったと思うんですけど、その代わり今、シェアサイクルが市内全域にあります。千里丘駅はどこにあるんやと、探したら地下の自転車置場にあるんです。

もう少し見えるところへ持ってこなあかん、私は思うんです。

千里丘駅東口は、大規模改修されるから、そのときにはぜひシェアサイクルを分かりやすいところへ持ってきてほしい。若い方は、すごく利用されていると思うので。

自転車の乗り入れを減らすということにもつながってくると思うし、それからも

う一つは、千里丘駅西口の商業ビル周辺の自転車対策については、課題があると思います。千里丘駅東口と同じようなことにならないようにしていただきたい。あらかじめ計画をつくっておいて、できれば電磁ロック式のもので整理をしていく。こういうことはすでに考えてはるかも分かりませんが、お願いしておきたいと思います。

自転車を管理している側の考え方として、問題視されているのかどうかについて、聞いておきます。

10番目、公共交通確保維持事業についてです。協議が調ったところから、どんどんお金をつけていく。100万円使ったら、今年は終わり、また来年になります。

とにかく誘い水的な感じで、協議が調ったところからやっていきましようということだと思います。これからしっかり協議していただくことになるかと思えますから、しっかり推進していただきたいと思えますので、よろしくお願いしておきます。

問題は、摂津市地域公共交通計画では施策が13あるんです。

先ほどの話では、バス路線について、二つは優先的にやろうということやと思います。それから、バス待ち環境については、やりやすいのでやると、それ以外も令和8年度に検討して、令和9年度から実証実験したりとか、そういうふうになっているわけです。この13の施策について、1個1個やっていくのか、それとも取りあえずは優先順位をつけた二つを優先的にやって、あとは置いておくのか、その辺を教えてください。

11番、都市再生地籍調査事業です。今回、令和8年度は鶴野2丁目の一部をやりますということで、名前も街区境界調査となっています。昔は官民境界型と言った

んですが、どう違うんですかと聞いたら、法律が変わって名前が変わったただけで中身は一緒とのことです。結構長いことやってはります。毎年、毎年やって、何%ぐらい進んでいるかを聞いておきたいと思えます。

12番目、公共基準点管理事業についてでございます。

4級水準点を50メートルピッチぐらいに設置していく、こういう取組がなされています。これも恐らく、災害のときにいち早く復旧するための基準点になると思えます。1級、2級、3級と順番に水準点もランクがあります。1級とか2級とかは国が管理してあって、4級は市町村が管理する水準点になります。こういうふうになっていると思えますけども、これも、今どれぐらい進んで、あとどれぐらい残っているのか、何年ぐらいかけてやるのか、計画の全体像を教えてくださいと思えます。

その中には、以前ちょっと問題になりました地盤沈下の問題があって、JR東海が毎日750トンくみ上げていますので、しっかり監視をしていく。その影響も出ていないかと思ってはると思えますので、そんなことも絡めて、この水準点の管理について補足して、そのことも教えてくださいと思えます。

13番目、千里丘駅東口再整備事業です。

スケジュールを今聞いたら、入札を2回やったけども、不調に終わったという話でございました。なかなか業者が手を挙げれないというのは、聞いています。人手不足というのはよく聞きます。金額よりも人手不足と言っていましたけど、これは何とか前へ進めていただきたいと思えます。完成時期は、令和10年2月末か3月になりま

すので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、約2年したら完成するというものですから、完成イベントをぜひ盛大にやっていただきたいと思います。

フォルテ商人会もしっかり巻き込んでいただいて、工事そのものについては、なかなか商人会が関わることは難しいかも分かりませんが、完成イベントのときには、上手く巻き込んで、地域をしっかり盛り上げるような取組にしていきたいと思います。前も言いましたけど、千里丘駅西地区を中心としたエリアマネジメントの一環で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。このことについてお聞かせください。

次、14番目、交通安全対策事業についてでございます。

矢羽根型路面標示をまずは千里丘駅南交差点から香露園交差点まで設置されると。その先がまた次の工事でやっていかれることにはなるんだろうと思いますけども、この矢羽根型路面標示は、最初、大阪府の府道で実証実験が始まりました。少し前になりますけども、大阪高槻京都線の茨木市域で引いてありました。そこからどんどん伸びていって、府道で吹田市までずっと引かれた後、本市内でも設置されるようになりました。

これは、交通安全推進協議会という会議体がありまして、そのときにも取り上げさせていただく中で、茨木土木事務所に摂津市域でも設置するように要請された経緯があります。その後、摂津市自転車活用推進計画の中にも書かれております。この中で、赤色で書かれているのが短期整備路線で、黄色は中期整備路線となります。今のところは、もう中期のところに入ってきて

いるということでございまして、今回の千里丘三島線は、中期整備路線です。令和11年度までの計画になっていますので、令和11年度までは、まず赤色のところを先にやるとなっています。予定としまして、中期のところまで全部やってしまうということで設定をされているのか、短期整備路線は全部終了しているのか、その辺も踏まえて、今回の計画と全体の計画と合わせてどれぐらいなのか。前に何パーセントになりましたと言われていましたけども、それも合わせて、今何パーセントまで終わっているのかも踏まえて、全体像を示していただきたいと思います。

それから、千里丘三島線道路改良事業については、完成までの全体スケジュール、何年度に完成させますというのが決まっているのであれば、お示ししていただきたいと思います。

16番目、緑の基本計画でございます。

これも令和8年度、令和9年度の2か年をかけて委託をして、令和10年度にパブリックコメントをして完成させるということでございます。非常にじっくりと時間をかけてしっかりやっていただきたいと思います。お願いしておきます。

今回の改定について、コンセプトは、協働が大事になってくると思います。協働による公園の整備とか、協働による公園の管理、こういうふうになっていく。これは、もともとの親分である行政経営戦略がそういうことなのか。そのずっと下にぶら下がっていくので、そういうことになるだろうと思います。思い切って、公園の在り方とか、ちびっこ広場の在り方も、ワークショップを開くとか、緑の基本計画そのものもワークショップを開くなり、市民との協働の中でつくり上げていくこともぜひ視

野に入れて取り組んでいただきたいと思います。そういう考え方についてはどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

17番目、特定空家対策推進事業でございます。

司法書士に依頼する2件分と、それから除却等の部分で弁護士に依頼する分は見ているとのこと。具体的にはそれがあるということではないけど、その分を見ている。令和6年度の決算審査のときに聞いたら、34件の適正管理文書を発送し、そのうち13件は改善されたとのことでした。21件は未改善であると答弁をいただいております。この21件について、今日までに改善に向かっていることがあるのかということと、恐らく困っているのは長屋の部分です。長屋で真ん中の家が空いている。部分空き家というんですか、こういうものは非常に困っていると聞いていますけれども、その対応は考えておられるのかどうか。そして、2023年12月に法改正があって、特定空家または管理不全空家については勧告を受けると、固定資産税の特例措置が外れることになっています。土地が200平米以下の部分については、固定資産税が6分の1に軽減され、200平米を超える部分は3分の1となる特例があります。勧告を受けた段階で、この特例を外すことができるそうです。これは、やっている市が出てきています。京都市はすでに実施しており、他にもそういう市が出てきていますけれども、本市についてはどういう状況なのか。また、そういうことをする考え方はあるのかないのか、聞いておきます。

それから18番目、多世代定住促進事業です。

こちらはリニューアルされるというこ

とになりますけど、その背景には、今までの制度はどうだったのか、総括されていると思うんです。利用料も踏まえての総括があったと思うんですけれども、私は、感覚的には結構利用していただいていると思っていました。ただ、なかなか周知というんですか、知らない人もいるというのがあって、お知らせをすると、そんなんやったらやりますわという方もいてはりました。だからもっと周知をすれば、非常にいい制度だったと思っております。リニューアルをするための背景でどんな総括があったのかを聞いておきます。制度が新しくなりますから、どんなふうに周知をされていかれるかということについても、お聞きしたいと思います。

次、19番目、震災対策推進事業です。

この金額について、それぞれの根拠を教えてくださいました。

次期、摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画、これが3月18日から4月20日までパブリックコメントにかけられることになります。その後策定されていくことになります。少し見させていただきましたけれども、現在、住宅の耐震化率は91%、これは頑張ってください、耐震化が進んだこともありますけれども、建て替えたもの、それから除去したものが多かったかと思っています。なので、除去補助が多く見積もられていることについては、照会したらもっと多いかも分からない。災害があると、変な話ですけど、進むんです。大阪北部地震とか、その後に台風被害もありました。その後は結構建て替える人がありましたけど、建て替えとなる建物は、耐震性の低い建物が多いですから、耐震性が上がっていくことになります。

令和17年度の目標は95%を目指す

となっています。これは、先ほど言いました空き家対策も含めて空き家になっているような建物は耐震性が低く、古くなっている建物が多いです。それも踏まえて進めていく必要があると思います。あとは長屋もなかなか悩ましい。三つのうち真ん中が一個空いているとかいろいろあると思います。こういうものもなかなか悩ましい、対策は進めづらいと思いますけども、その実情について、お答えしていただきたいと思います。

20番目、開発指導・確認経由事務事業についてでございます。これは先ほど摂津市の役割についてお話しいただきましたけれども、二つややこしい案件があります。一つは、このイノベーションパークの中で、吹田市が中学校給食センターの建設をしようとした問題がありまして、もう何回も関わっていただいて、地元及び大型マンションの方々が受入れに対して大きく反対をされているので、なかなか前へ進みません。

先日も地元公民館に吹田市長が来られて、摂津市長も来られて、地元の自治会の三者会談という形でやられました。これでもう一定の区切りをつけるはずだったんですけども、大型マンションの人がマンション内の方々に周知されました。その結果、初めて知った人も中にはいてはって、100人以上の人が詰めかけはりました。それでまた火がついたという感じになりました、なかなか進まないのが現状です。

その中で、条例の問題、そして、先ほどありましたように、手続の話があるわけです。最初は、摂津市の事前協議から始まることとなります。今さらここで言うたからどうなるわけではないのですが、こういう問題があることを知っ

と思うんです。

これは法律の問題やから、法律上の解釈になっています。これが決着すれば、方向性が見えてくると思うんですけど、今は大詰めのところであるということです。

もう一つは、サンドライビングスクール跡地の住宅開発、ここはもう事前協議が出てくる段階になっています。地元が一番懸念していたのは、高速道路が近いということで配送センターが来ることをでした。次に心配したのは高層マンション、できたら戸建て住宅がいいと言われており、その通りになりそうです。今ややこしいのは、ちょうど敷地の真ん中ら辺に、茨木市と摂津市の境界があります。100戸ほどの住宅になるんですけど、奥は茨木市、手前は摂津市です。摂津市側から入って、摂津市側から出ていく。茨木市側からは入れないこととなります。

沢良宜西4丁目に住宅街がありますが、ここも茨木市側から入れません。自転車は入れますが、車が入れない。だから桜町の中をずっと抜けて行かないといけないことがあって、例えば、公共のごみ収集車とかそういったものは、全部桜町を通ることになっていまして、この地域としては長年の問題とされています。この間、この件で前の副市長のところまで行きましたけども、なかなかいい返事はもらえなかったんです。

こういう問題があるので、新しくできた地域も、茨木市の行政サービスを受けるためには、摂津市域を通過して、茨木市域のごみを取りに行くということがまた発生します。私たちとしては、大建住宅の集会所がありまして、その集会所をどこかに移転すれば道路でつなぐことができると思っています。茨木市は、さらさらそんなこと

を指導する気はありません。なので、何か機会があれば、そういうことも指導ができるのであればしてほしいと思うわけです。この二つの問題、これから書類が上がってきますから、また地元の人といろいろな要望活動に邁進していくことになると思いますので、心にとどめておいてください。要望としておきます。

次に、狹隘道路の問題です。

これは毎回質問させていただいて申し訳ないんですけども、令和5年度までは実績がありませんでした。何でかと言うと、過去の狹隘道路の取組は重点地域を限定されました。この路線とこの路線に限定するとされて、そこで開発するときは、その道路全部、他の人の土地も含めて拡幅するという計画にされましたので、このとき私も反対しました。このような制度では誰もやらへんと大分言ったんですけども、押し切られまして、その後も、これは改正すべきやと随分言いました。ようやく令和6年度より、市内全域に拡大されました。それによって、重点地域以外は、もとの制度のままになったわけで、この協議がスタートしたと私は思っています。

令和6年度の実績は、協議が52件でありまして、そのうち中心後退の2.4メートルが、この狹隘道路の分です。普通、中心後退というのは2メートルです。だけど2メートルにプラス40センチ、これはL字側溝を置いて、4.8メートルの道路になるというのが、この狹隘道路を広くしていこうという計画です。

土地を寄贈してもらった人については、整備する費用を助成します。移管手続費用も助成しますと。これが一番上の形です。その次は、無償使用承諾、移管まではせず、使用することについて、無料で使わせてく

れるという承諾書を出してくださいと。それであれば一定の助成をさせてもらいますというものです。その次は、自主管理として、移管も無償承諾もしないけど、助成もしないというものです。無償使用承諾とか移管をしてしまうと、敷地面積が減ってしまいます。そうすると建物の建てられる床面積も減ってしまいます。摂津市の場合は、敷地が割かし小さいものが多いので、そうすると建てたい家が建てれないという問題があって、なかなか承諾してくれないことになるんです。自主管理とした場合は、勝手に下がっているので、敷地面積に入れて構いません。だから、建物の床面積に影響は出ないことになるわけです。この三つのうちどれかをやってもらおうということで進めていただいて、令和6年度では、29件応じていただいた。これについて、下がったところと下がってへんところとあるため、ガタガタになってしまいます。本当はきれいにすばっと拡幅したほうが、その後にやる人も、やんなあかんねんとなってくるから、私はいいのではないかと思っているわけです。とにかく頑張ってくださいと思うんですけど、令和7年度、直近まではどうだったか、聞いておきます。

22番目、公園維持管理事業です。

樹木の話を防犯カメラのときに言いました。市場池公園の樹木、結構折られていて、令和5年ごろから、ずっと折り続けて、今も折ってます。警察へ被害届も出してもらっているけども、警察からは物的証拠が足らんと。動画やったら何とかなるんやけど、枝を持っているだけではあかん。それは拾っただけかも分からんということで、なかなか前へ進んでいません。防犯カメラの設置に望みを持っていたんですけど

ど、防犯カメラも駄目になりました。

このてんまつを聞こうと思ったけど、何かその対策を考えていただいていると聞いているので期待をしているわけです。対策について、御答弁いただきたいと思いません。

23番目、自主防災組織支援事業です。

より実践的な取組ができるように支援をしていただけるということでございまして、これからはしっかりと御指導、御支援をお願いしたいと思います。

自主防災組織やから、自主的にやっていくということが基本だと思います。また自主的にやる中に新しい情報を入れて提供していただきながら、よりよい防災訓練になるように、世代が固定しない、若い世代も含めてできるような防災訓練になるように御支援いただきたいと思うんです。

せんだって、新鳥飼公民館で行われました広域避難フェスティバルのときに、香川大学の竹之内准教授が来られて、お話をされる機会がありました。先ほど言いました防災スイッチとか避難スイッチがそれぞれあるんやと。ふだんから決めておくことが重要だという話がありました。もう一つは、防災だけに限っていろんなことをやっても、なかなか人が集まらない。だから、防災とお祭りとか、防災と運動会とか、防災と何かを一緒にやることによって、そこに集まってくる。運動会で集まったとしても、災害があったときに、そこに集まってくる。こういうことにするべきという話をされていまして。なるほどそうやなど。だから防災だけでは来る人が限られる気がしています。私の地元でも防災訓練を3回やりましたが、なかなか人に集まってもらうのは難しいと感じながらやっているわけでございます。

そういうことを踏まえて、どうか情報提供いただいて、様々な世代が受け入れられるような支援になるようお願いしたいと思います。これは要望としておきます。

次、24番目、防災資機材及び備蓄用品整備事業です。

令和7年度、令和8年度、令和9年度と3年計画で様々なものを買って足していくということでございまして、計画どおりしっかりやっていただきたいと思えます。備蓄品を今後は年に1回公開することになりますから、ここにこんなもんがあるということをしつかりと公開していただきたいと思えますので、お願いしておきます。

昨年、桜まつりをやったんですけど、そのときに摂津市のコミュニティ防災資機材倉庫にある発電機を借りようと思いました。千里丘小学校のものを見に行ったとき、動かしたかったけど、全然動きません。こんな状況でしたと課長に報告したら、すぐ全部を点検して、動くようにしていただいたようです。こういう物は、定期的に動かしておかないと、1年も放ったらかしたら、なかなか動かなくなる。5年も置いとったら、ほんま動かなくなるのが現状で、ガソリンも気化してなくなってしまっていますし、そういうもんやと改めて思いました。なので、定期的に点検をするような計画をしていかないとあかんと思うわけですけども、そういう動かさなあかんようなものについて計画をされているのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

25番目、防災訓練事業でございます。

本会議でも言われましたけども、集団であつたりとか、団体の連携であつたりとか、職員と市民の意識を高めていくような意味があるということでございまして。これはこれで否定はしません。大事なことも分

かりません。ただ、コロナ前にやってはった総合防災演習について、同じことをずっと繰り返していくと、どうしても形骸化してしまうことがあるので、そういうことにならないように、様々な工夫をしながら、ぜひ有意義な総合防災演習にしていきたいと思っております。

それから、この間言うてはりましたけど、いろいろ考えていくということで、例えば、どこかサテライトの小学校とかと連携し、映像でつなぎながら、いろんなことをやって、とにかく形骸化しないように工夫をしていただきたいということです。これについては、要望にしておきます。

それから26番目、防災対策事業です。

これは地域防災計画で、1月4日から2月4日までパブリックコメントをかけられました。多くの意見も寄せられたことと思います。寄せられた意見に対してどういう対応をされるのかについて、年度内に防災会議は開きませんという話でございましたけども、その辺も踏まえて聞いておきたいと思っております。

それから27番目、避難所運営マニュアルの作成についてでございます。

令和8年度まだ予定は決めていませんということでございました。まだたくさん小学校区が残っていますから、ロードマップをつくっていただいて、いつ終わるか分からんんじゃないかと、何年間計画でやりますとする必要があると思うんです。例えばマンホールトイレ、令和8年度で終わります。これは国費もあるので、計画どおりやるということになっているように思いますけども、災害はいつ起こるか分からんこともあるから、しっかりと計画をつくって、ロードマップをつくっていかなあかんと思いますけど、その必要性について聞

いておきたいと思っております。

28番目、個別避難計画の策定でございます。

令和8年度では1件を予定されていると。これは重度の障害者とか難病指定の人からやっております。実際のところは、計画する全体像は何千人といはりますし、これからまだまだ増えていく、どんどん超高齢社会になっていく中で増えていく傾向にあると思うんです。これも先ほどと一緒に、やるんやったら何年計画でやるという計画性をもってやる必要があると思うんです。これもどういう考え方をされているか。全体像に対して、どういう考え方を持っているかということをお聞きします。

それから29番目、防災人材の育成についてでございます。

防災士取得については10名、今まで9名が最大とのことでした。

その上で、防災サポーターについて、新たな地域防災計画では、評価をされています。市が開催する研修とか講座の受講が追加をされています。この地域防災計画の中に、防災サポーターという項目があって、それは強化されていますので、期待しています。具体的にいろんなことやってけると。令和7年度は何回かスキルアップ研修のような形でやっていただきましたけども、令和8年度のお考えはどうなのかについて聞いておきたいと思っております。

それから30番目、マイ・タイムラインです。

広報紙等でしっかりやっていただくということと、あと出前講座等でやっていただくということでございます。ぜひ積極的な取組をやっていただきたいと思っております。

この間の広域避難フェスティバルの中

でも、防災研究会では、マイ・タイムラインを活用されておりましたが、とにかくこだわってやらないと駄目やと思いますので、そういうことの重要性です。

それから、さっき言いました広域避難フェスティバルの中でもありましたが、防災スイッチとか防災避難スイッチについて、しっかりとふだんから決めておくことの重要性、これは理解していただかないといけないと思うわけですが、そういうことを踏まえて、もう一度、マイ・タイムラインについて聞いておきたいと思います。

以上で2回目です。

○安藤薫委員長 藤浦委員の2回目の質問は終わりました。

7番の防犯カメラの質問の趣旨は、公園の防犯カメラということを中心に聞いておられたような気がするんですけども、22番目の公園管理と併せて、水みどり課からお答えいただくことでよろしいでしょうか。

それともう一つ、放置自転車の件で、千里丘駅西地区ということでお問いになられていたかと思いますが、所管外となります。これについては、放置自転車全般の考え方として、道路交通課からお答えいただくことでよろしいですか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 はい。

○安藤薫委員長 では、そのように答弁をお願いします。

暫時休憩します。

(午後2時56分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります2回目の御質問に御答弁申し上げます。

質問番号1番です。令和7年度一般会計補正予算(第8号)で、一般会計総額で約14億1,224万円の減額があって、基金の繰入金も減額となっていて、その最終的な決算がどうなるということは考えているのか、また、中期財政計画で基金の取崩しと積立金のほうが上がっている部分も含めてどう評価しているかという御質問でございました。

まず、今回、補正予算(第8号)で減額しておりますけれども、最終決算がどうなるかにつきましては、これから決算の見込み等、精査をしていくことになりますので、まだ最終決算がどうかは数字的なものを出してはおりません。中期財政計画を令和8年1月に作成しております。この時点で、今後の不用額等、過去にこれまでの年度でも不用額がどれぐらいであったかも参考にして、1月時点で、見込みとして反映した見通しを立てた形になっております。

基金の積立て自体は、令和6年度の決算の歳入歳出の実質収支の剰余金等が上がっている状況でございます。令和7年度当初予算の取崩しから、当然、基金繰入金は減額となっていくものではございますが、中期財政計画では取崩し額を8億円ほどとしております。このとおりとなってしまいますと、令和5年度以来の取り崩し、基金の減少となってしまいますが、今後の財政運営のためには、この取崩し額をどれだけ抑えられるかということかと考えております。

決算は、これから精査をしていきたいと考えておるところです。

以上です。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号2番、土地売却収入で旧別府公民館の売却について

でございます。

予定価格は、約4,270万円で、これは、建物解体費相当額約2,540万円を差し引いた金額となっております。結果として、約7,320万円で売却できましたので、予定価格よりも約3,050万円高く売却できたということでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります3番目の御質問で、借換債の在り方についての御答弁を申し上げます。

市債発行については、最初に借入期間と借入先、政府資金とか民間資金が起債の内容の事業によって、総務省に計画を出して、同意を得て決定していくことになっていきます。その中で、借入期間が20年という長期にわたる市債につきましても、その借入れ先が政府資金となった場合につきましても、利率もそのときの固定金利で借入れはできる状況でございます。

しかしながら、民間資金となった場合、それだけの長期期間を一気に借りようとするには、利率を低く抑えることは難しい状況でございます。

そういうこともございまして、一旦、20年という同意は得ておりますけれども、民間資金の場合は10年で借入れをいたします。ただ、10年で全部を返し切るとなると、20年借りられるものが倍払っていかないとけないことになります。このことから、10年間借入れのときに、その半分を一番最後に返す借入れを行って、一番最後に返すときに、また新たにその金額についての借入れを行うことを、借り換えという形で行ってきております。

この借り換えをする際に、必ずしも民間資金の借入先は同じということではなく

て、実際にそのときの状況にはよりますけれども、金利が低いところで借り入れることを考えておりますので、必ずそのまま同じ金融機関から続きで借りるということではありません。そういった借り方ということで、借り換えを実施してきておりまして、令和8年度もそういう形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 質問番号3番、令和7年分所得税非課税枠の拡大のお話及び個人市民税の税収への影響のお問いであったかと思えます。

令和8年度個人市民税におきまして、所得税のような基礎控除額の変更はございません。しかしながら、給与所得控除の増額や、新たに創設される特定親族特別控除、非課税ラインの引上げ等による影響としまして、減収額約3,800万円を見込んで予算計上しております。

なお、減収に係る国からの補填等は示されていない状況でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号4番、集会所の今後の検討についてお答えいたします。

令和6年度、集会所の老朽化の程度を評価するため、躯体や設備等の基礎調査を実施いたしました。

また、集会所それぞれの管理運営委員会に対して、利用状況等のヒアリングを実施しております。

これら基礎調査の結果から、ハード面の評価をし、ヒアリング調査結果から、ソフト面の評価をするとともに、周辺の公共施設の整備状況なども考慮しながら、今後の

集会所の在り方を検討していきたいと考えております。

続きまして、質問番号5番、E S C O事業についてでございます。

まず、契約期間終了後ですけれども、E S C O事業により整備した設備は本市の所有になりまして、本市が維持管理していくこととなります。

もう1点、光熱費が上がっている影響ということですが、E S C O事業の契約については、特に影響はございません。E S C O事業の削減効果の保障というのが、エネルギー量ではなくて、光熱水費になっております。ですので、この光熱費が上昇している状況では、エネルギー量よりも、光熱費のほうが効果が大きくなって、事業効果も大きくなるものでございます。

なお、昨年度におきましても、光熱費だけじゃなくて、エネルギー量も目標を達成しておりまして、順調に事業効果が出ていると認識しております。

続きまして、質問番号6番、公共施設等総合管理計画についてでございます。

第1期計画で基本的な考え方を示しておりまして、基本理念として、公共施設等マネジメントの実践による高質で持続可能なサービスの提供としております。

その基本理念を実現に向けた取組として、財務、品質、供給、改善、体制の五つの観点の基本方針を定めております。第2期計画についても、この基本的な考え方は引き継いでいく予定でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号8番の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、現行制度の評価について追加で説明というところでございます。反射材付き

ジャンパーは平成26年度からの数値で答弁いたしましたけれども、ピークが令和元年度の301枚、そして、令和6年度が最も少なく74枚と、減少傾向にございました。

人生100年ドライブの自転車の無償譲渡につきましても、令和2年度の35台の譲渡から、令和6年度には5台の譲渡、希望者につきましても、100名以上の希望者が令和5年度には17名と減少傾向にございました。こういったことと、先ほど答弁いたしました社会情勢の変化等を合わせまして、制度の変更を考えたところでございます。

制度変更につきましても、先ほどの答弁のとおり、実施に向けた運用について、事業者と詳細を詰めているところでございます。目下課題といたしまして、運転手の負担増を言われているところでございますので、利用実施に向けて、取組を進めてまいりたいと思っております。

令和8年4月1日から導入される、いわゆる青切符に関する啓発方法についてでございます。こちらにつきましても、啓発効果の高いチラシを多く用意いたしまして、これまでも実施しています出前講座やキャンペーンなどにおいて摂津警察署や自治会などと連携して、周知啓発を強化しているところでございます。

3月号の広報紙にも掲載しており、今後、春以降も機会を捉えて実施してまいりたいと考えております。

続きまして、9番目、千里丘駅西地区周辺の放置自転車対策につきましても、対策の考え方についての質問にお答えいたします。

まず、千里丘駅西地区周辺の放置自転車対策の現状を説明させていただきます。自

転車駐車場整備センターの運営する駐輪場がございまして、その他民間の駐輪場がある状況でございます。この整備センター運営の駐輪場につきましては、月ごとにその利用状況を把握しておりまして、100%ほどで推移しているということで、利用率が高いことは認識しております。

民間駐輪場には、駅からの距離が多少あり、空きがあることもあります。利用率が高い現状があることを踏まえまして、整備センターの運営の駐輪場は、自動車や二輪車の需要が低いところの部分を自転車の枠に変更するなど、工夫をしているところでございます。

一方で、放置自転車の状況につきましては、これまでも注視している中で、移動保管の自転車台数に大きな変化はないところでございますので、引き続き、駐車場の利用率、移動保管の台数などの推移を注視してまいりたいと考えております。

千里丘駅西地区の再開発における自転車駐車場、放置自転車の対策についてです。事業に伴って必要な駐輪台数は満たした形での駐輪場を計画いただいております。供用後につきましても、整備センターとの連携と民間駐輪場の活用と併せまして、自転車の利用マナーの啓発もしっかり行った上で、放置自転車の推移等も注視してまいりたいと考えております。

また、レンタサイクルの廃業もある中で、シェアサイクルの設置の検討でございます。委員が御指摘のとおり、シェアサイクルが、千里丘駅周辺で、ほかの地域に比べて密度が薄いということは認識しております。令和7年度も13ポートの増設をして、現在61か所、460ラックまで増設をしてきたところでございます。増設は主

に鳥飼地域、駅から離れた地域での公園などを中心とした場所にしかまだ置けないと。道路上に置けず、千里丘駅周辺は土地の高度利用が進んでおりますので、なかなかスペースが見つからないのが現状で、苦慮しているのが正直なところでございます。今後、施設管理者など、関係者と情報収集等も連携して、スペースを見つけたときには、速やかに設置できるような体制で取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、10番目、摂津市地域公共交通計画に位置づけている13の施策について、令和8年度の進め方でございます。

本計画には、目指す将来像から、当面目指す5年先の目標を達成するために、13の施策を位置づけております。こちらの施策につきましては、路線バスなどの既存公共交通を利用しやすい状態にする、すなわちセッピー号と循環バスの運行形態を見直し、こちらをメインとした五つの目標に、それぞれ一つから三つの施策を紐づけているところでございます。施策ごとに計画には各役割を明確化しておりまして、摂津市バス事業者、施設管理者、市民、地域など多様な主体でもって取り組んでいく役割を明確化しているところでございます。この多様な主体により、令和7年度から施策の検討、事例収集をスタートしております。今年度につきましても、シェアサイクルの設置も当然ながら、キッズファクトリーと連携して、モビリティ人材育成事業を実施したり、東大阪市の先進事例として、タクシー乗り場の設置の検討など、事例収集のための視察も同時に進めているところでございます。

令和8年度につきましても、こうした体制を維持しまして、多様な関係者からの情

報収集等も同時に進めていくことによって、合意に至ったものから実現に至っていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号11番、都市再生地籍調査（街区境界調査）事業の市内全体でのパーセンテージとのお問いでございました。

令和7年度末時点の見込みについては、進捗率が7.3%の状況でございます。

続きまして、質問番号12番でございます。

公共基準点管理事業のお問いでございました。まず、基準点と水準点の違いというところで御答弁申し上げます。

基準点と水準点の主な違いは、測量の目的と測り方が異なる点でございます。国土地理院のホームページ等で説明されている内容では、基準点は主に水平位置、地球で言うと、経度とか緯度です。平面的な位置の確定に使われる内容で、水準点は、高精度な標高、高さの決定に使われるものということで、両者それぞれ設置基準がございまして、基準点は、主に山頂や平野部、水準点は、主に道路沿いで約2キロメートル間隔で設置されるものでございます。

続きまして、お問いの中での市内の公共基準点で4級基準点の設置の全体の箇所数でございますが、今設置を計画いたしております箇所数については、摂津市全体で884か所を計画いたしております。令和14年度までに設置できるように進めておりますが、限りある予算の範囲の中で設置に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問番号13番でございます。

千里丘駅東口再整備事業の工事が、当初

令和10年3月の完成予定とさせていただいております。この完成に当たってのイベントを開催されるということの委員の御質問だと思います。今も、千里丘まちづくり協議会であったりとか、各種団体によりまして、東口の駅前広場におきまして、様々、清掃活動や地域に貢献されている活動等々あるかと思っております。そちらにつきましては、道路管理者としても非常にありがたい活動であるところを通じて感謝申し上げる次第でございます。

代表質問の市長答弁でもございましたように、今後は市内外から選ばれるまちということで、市長も掲げておられますウェルビーイングなまちということの中で、摂津市全体へも波及効果が得られるような形で、活動も軸にしながら、行政も一体となって協働して取り組んでまいります。こういうイベントが開催されることによって、さらによりよい効果が生まれるものかと、私の個人的な見解、感想ということで述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 黒田課長。

○黒田道路交通課長 質問番号14番、摂津市自転車活用推進計画の流れ、進捗につきまして、お答えいたします。

本計画の短期整備路線につきましては、令和2年度から令和5年度に計画どおり完了しております。

中期整備路線につきましては、短期整備路線の完了年度である令和5年度から整備を開始しているところでございます。未整備の中期整備路線につきましては、千里丘三島線と千里丘92号線及び千里丘新町2号線の2路線で、計画期間内での設置を目指しているところでございます。

質問番号15番、千里丘三島線道路改良

事業の完成までのスケジュールについてお答えいたします。

本事業の三島工区につきましては、三島3丁目の三島まちかど広場から三島2丁目交差点までの西側の区間を対象としておりまして、令和7年度は、道路用地に係る沿道の土地利用の変化、開発事業が見込まれましたので、そちらに合わせまして、予算を計上し、用地を取得して、一部暫定利用ができるような状態を目指しているものでございます。

完成までのスケジュールにつきましては、既存の土地利用や財政状況等に応じて進めていく考えでございまして、予算確保や交渉内容の検討など、早期実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号16番の緑の基本計画改定についての御質問にお答えいたします。

緑の基本計画の改定において、市民意見を反映させることが必要となりますが、方法としましては、アンケートの実施を考慮しており、ワークショップの開催は考えておりません。

ワークショップにつきましては、具体的な取組を実施する際に必要と考えております。例えば、緑の基本計画に位置づける公園の整備及び管理の方針に基づく取組として、公園の再編計画の策定や再整備が考えられます。このような取組を実施する際には、ワークショップを開催してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 2回目の建築課に関わ

るものについて、お答えいたします。

まず、質問番号17番、特定空家対策事務事業でございます。令和6年度で文書を送付しまして、まだ未改善の空き家で、令和7年度で再度苦情が来た案件につきましては、改善を促す文書を再度送付しております。

その他の空き家につきましては、これから調査をかける予定としております。

また、長屋の一部空き家につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とはなりません。改善を促す文書は送付しております。

また、苦情主には、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、あくまで所有者対応となることを伝え、御理解いただいているところでございます。

管理不全空家の対応につきましては、まず、空き家の現状をお知らせするところから始めまして、改善が見られなければ、指導の文書を送付いたします。指導文書の中に、一定の期間が経過しても改善が見られなければ、管理不全空家となりまして、さらに時間が経過し、勧告がなされれば、固定資産税の小規模住宅用地の特例が解除される旨の文書を通知することとしております。

18番目、多世代定住促進事業のリニューアルの背景、総括です。多世代同居・近居支援事業について、過去には増額補正をお願いしたこともございました。この事業につきましては、補助金給付したときから3年間定住していただくことを条件としておりまして、給付から3年間定住しているか、また、多世代の構成がなされているかの確認をする必要がありまして、その調査に時間を要していたこと、3年以内に他

市へ転居し、同居・近居が解消されていれば、補助金の返還を求めなければならず、返還に応じてもらえなければ、返還請求の訴訟を起こす必要もあったことから、見直しを行ったものでございます。

また、新たな多世代定住促進事業の周知方法につきましては、これまでと同様ですが、ホームページや市民課で配布している転入者向けチラシに同封して周知を実施していく予定でございます。

19番目、震災対策推進事業でございます。近年は、確かに除却が増えております。大阪府下全体でも除却による耐震化が多いと認識しております。また、少なからず、除却が空き家対策にも貢献していると考えております。

連棟長屋の耐震化につきましては、連なる住戸全体で耐震改修をする必要があります。それぞれに所有権がある場合はハードルが高く、耐震化は難しいと認識しております。そのため、一室のみ補強する耐震シェルターや住み替えなどの啓発を実施していきたいと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 質問番号21番、狹隘道路整備事業の道路管理課所管で、建築確認申請前の御相談の件数の実績をお答えさせていただきたいと思っております。

2月末時点での実績でございますが、相談件数42件でございます。そのうち、中心後退2メートル、プラス側溝40センチに応じていただいているのは21件でございます。その21件のうち、寄附が2件、使用貸借は9件、自主管理が10件となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 杉山課長。

○杉山水みどり課長 質問番号7番と22番を合わせまして、公園における防犯カメラの設置と市場池公園における対策についての御質問にお答えいたします。

公園管理者としまして、防犯カメラの設置が必要と考えるのは、公園で犯罪が発生した場合や、故意と思われる施設の破損が頻発する場合、また、公園利用に係る苦情が多発する場合でございます。このような公園につきましては、防犯カメラ設置の優先度が高いものとして、防災危機管理課に報告をし、防犯カメラの設置について検討していただいております。

次に、市場池公園における対策についてでございますが、公園の維持管理にも活用できるような、いろいろな場所に取り外し可能な乾電池式の簡易カメラの設置に向けて、現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号24番、防災資機材及び備蓄用品整備事業に関する2回目のお問いでございます。

備蓄品のメンテナンスのお話の中で、とりわけエンジン発電機のお話だったかと思っております。エンジン発電機ですが、非常にデリケートな機械でございます。放っておくと、必ずかからなくなるということで、令和7年度にエンジン発電機の動作確認を全てさせていただきました。それぞれの倉庫には、最低1台動くエンジン発電機を職員の手で整備して配置をしたところでございます。令和8年度は、令和7年度同様に、防災危機管理課職員が点検を行うことを予定しております。

また、ガソリンやエンジンオイルが揮発したり酸化することでエンジンがかかり

にくくなるということもあります。ガソリン缶詰という商品がございましたので、そちらを手配いたしておるところでございます。

また、経年劣化が見られる発電機もたくさんありますことから、今後は、特定財源の活用も含めて、発電機の更新について検討を進めてまいりたいと考えております。

質問番号26番、防災対策事業に係る御質問に御答弁いたします。

地域防災計画のパブリックコメントの意見でございました。8名から9件の意見を頂戴いたしました。そちらへの対応ですけれども、それぞれの御意見、計画そのものに影響があるもの、そしてないもの等々ございました。あるものにつきましては、計画の一部修正を加えまして、その対応につきまして、各委員へお知らせするとともに、市のホームページにも掲載したいと考えておるところでございます。

それから質問番号27番、避難所運営マニュアルの作成に係るロードマップの必要性でございました。

こちらにつきましては、委員がお知りおきのとおり、避難所運営マニュアルは、手作りでやる部分、そして地元の中に入ってやる部分、非常に多くの時間と労力が必要でございます。ただ、施設個別のマニュアルがないところにつきましても、汎用版のマニュアルがもともとございます。その汎用版のマニュアルも施設個別のマニュアルに準じてブラッシュアップして、更新は完了いたしております。

今後のロードマップということでございます。繰り返しになりますが、委託せず職員の手作りでやっておりますもので、少しでも早く作成できるように努めてまいりたいと、そのように存じます。

質問番号28番、個別避難計画の策定について、計画の必要性です。

こちらは、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動をあらかじめ決めておくことが非常に重要であると認識しております。計画の作成に当たりましては、作成の優先順位が高いと市が判断する方について取り組むこととなっております。避難行動要支援者、大体市に3,000名ほどいらっしゃいますけれども、個別避難計画の作成について同意を得た上で着手しております。

難病患者の中でも、電源の確保が必要である対象者から優先して作成をしておるところでございます。

質問番号29番の防災人材の育成に係る防災サポーター養成講座の御質問でございました。

近年は、防災士取得費用助成金の申請者に対するアプローチにとどまっておりましたけれども、令和7年度から、防災士の資格を取得していない新規の防災サポーター向け講座を2回実施しております。そのうちの1回は、既存の防災サポーター及び防災士資格取得者向けの講座と兼ねて実施いたしました。令和8年度におきましても、同様に実施する予定といたしておるところでございます。

最後に、質問番号30番、マイ・タイムラインの普及に関するお問い合わせです。

広域避難フェスティバルにおきましては、来場者にアンケートを実施しております。回答者の多く、約9割程度が避難を考えるきっかけになったと回答されております。

また、本市の防災アドバイザーであります香川大学の竹之内准教授と連携して実施した風水害時の避難判断に関するシミ

ュレーションにおいては、多くの方が台風上陸前に避難をされていたということで確認をいたしております。

避難スイッチにおきましては、マイ・タイムラインと同様に、市全域に周知を図りますけれども、地域版防災マップの作成においては、多様な関係者が参加するワークショップを開催するとともに、作成したマップ及び動画をツールとして活用していくことで、特に水害リスクの高い地域での周知を図ってまいりたいと考えております。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

それでは、3回目の質問です。

まず1番目でございますが、最終、令和7年度決算が出ないと分からないと、結論的に言うたらそういうことやと思われました。何とかこの基金の取崩しが収まることを私も願っています。批判的に見ているわけではなくて、せっかくなつくたもんやから、そのとおりになったらいいという思いもありながら、令和7年度決算を注視していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、令和7年度の決算審査のときにも、ああだこうだと言うと思えますけど、よろしくをお願いします。これは要望です。

2番目、土地売払収入でございます。約4,270万円の予定のところ約3,050万円高い、約7,320万円で売れたのは、喜ばしいことです。これからも、こうあってほしいもんです。ということで、今後とも、財産の売払い等については、どうか国の基準によらずとも、民間のいいところは取り入れていただいて、公平性はないとあきせんけども、そういう中で、より

高く売れるように、より経費が少なくて済むように、今後ともしっかりと計画をもって進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

次、3番目でございますが、令和8年度の予算全貌についてでございます。

借り換えについては分かりました。今後とも上手くやってください。なるべく金利も抑えるような形でやっていただきたいと思います。

それから、160万円の壁です。これについても3,800万円ほどの影響が出るということであります。国からの補填はありませんが、何とか吸収できる範囲ということでございます。

今後は178万円の壁の部分の影響が出てくると思えますけれども、今のところこれについても恐らく永年保証はないだろう。違う形で国からは何かあると思えますけど、今回は交付税の計画を膨らませて地方に力を入れてもらっているということもありますから、しっかりこれも注視をしながらお願いします。

それで、当初では33億4,000万円取崩しです。中期財政計画では、令和8年度は3億6,400万円の取崩しと。7億500万円の積み立てとなっておりますから、プラスでも全体でいうと基金が積み上がることになるんです。

いろいろ要因はあると思えます。私的に考えているのは、令和8年度はあるんだろうと思うんですけど、財政課として見立てを聞いておきたいと思えます。

それから4番目、市立集会所の関係でございます。令和6年度の調査に基づいて、調査・検討していくということでありますけれども、これは第2期の摂津市公共施設等総合管理計画の中で検討していくとい

うことです。

集会所は、先ほど来あるように、老朽化しているものが非常に多い。だから再編対象ということになる。これまでも再編を何個かしてきました。今後も何となくお荷物のように思っている。

でも、実際には、地域にあったら使い勝手がよくて活発に使われているものもある。そうでないものもあります。これはよく調べないといけないということがあるわけです。

その中で、考え方を変えますと、ふだんから地域の人が集まって親しまれている場所でもあり、災害のときには地域を支え合えるような拠点として使っていくこともできます。そのためには、耐震化しておかないといけないこともあるんですけども、身近な地域支え合い拠点としての活用もできるのではないかと。

後で言いますが、自宅避難者がたくさん生まれると思います。特に地震の場合は全部避難してこれないから、結局は自宅で避難する。何かいろいろ問題がある、持病があるという人は、自宅で避難している人も多い。

そういうことがあって、能登半島地震でもそうですけど、多くの自宅避難者の中から関連死の人が出ました。そんなことがあって、自宅避難者もしっかり支援をしていく、福祉的な支援をしていくことを重視されるように法律改正がされました。

これはまだ地域防災計画には入れられていませんけど、次の段階で入れていただくといいと思います。そのときに、集会所は大事な位置づけになると思うんです。

全然使われていないものもあるけども、集会所、老人活動拠点、二つの意味合いがあり、もう一つ、地域支え合いセンターと

いう位置づけを持って、災害のときにはここはそういうふうに使いますという考え方を盛り込むことも大事やと思うんです。

過去2年間に社会福祉協議会で、災害ボランティア養成講座というのをやりました。そのときに、吹田市にお住まいの防災士の方が盛んに言われていました。地域支え合いセンターがあって福祉の活動をやっていくことができるんだということで、そのことを提唱されています。私も何かそれに感化されて、その考え方は大事やと思っていました。法律の改正もありました。

この集会所の考え方について、そういう地域支え合いセンターとして福祉を提供していく。また、自宅避難者をしっかり守っていくような一つの拠点にもなる。こういう観点を、ぜひ、第2期摂津市公共施設等総合管理計画の中の考え方に入れてほしいと要望しておきます。これは検討していただきたいと思います。

次、庁舎管理事業です。E S C O事業がいよいよ令和9年度で終わって、摂津市の所有になることになりまして、最終的には、これはまた評価なり総括をされると思うんです。

それを基に、次のE S C O事業ができないかという検討もなされるだろうと思うんです。

なので、これはしっかり総括していただいて、そして、検討もしていただく。この前、言いました公共施設等総合管理計画の中にそういう考え方も入れて、ぜひとも検討していただきたいと要望しておきます。

6番目、FM推進事業についてでございます。

基本となる考え方をいろいろ言っていたけど、私が気になっているのは、中期財政計画の中に書かれていまして、

将来の人口動態や財政状況等を念頭に置きつつ、利用状況や市民ニーズを踏まえつつ公共サービスの在り方を検討し、集約や複合化等再編を推進することで、公共建築物総量の縮減を図ると書いてあるんです。

これは恐らく担当課の方が入れておられると思うので、今後やっていく中での根拠になるんだろうと思います。

摂津市は同程度の市の中でいうと、公共施設の1人当たり面積が多いそうです。だから減らすという方針で行くようでございます。それも一つの考え方で大事なことだろうと思いますけれども、その中でも要るものは要る。

先ほど言った、一番ターゲットになりそうなのは、数の多い集会所です。

だから、単に合理化するというだけではなくて、今言いましたような考え方も踏まえまして、集会所の新たな拠点としての使い方も、ぜひ加味をしながら、単に減らすということではなくて、そういうことをよく検討していただきたいと思います。この根拠については、担当課としてはどう考えておられるのか、今言いましたこのことについて、お答えいただきたいと思います。

7番目、防犯カメラ設置事業、これは22番と一緒に答えていただきましたけれども、私は、公園に順次、防犯カメラを設置する必要があると思っています。

要望は水みどり課にしたとしても、実際に設置をする費用は防災危機管理課が持っています。

そのところは、ぜひ必要性をよく認識していただきまして、この問題はまだまだ何とかしなあかんのです。これから警察も動いて、何とか犯人を特定して、その家に行って、どうも高齢者のようです。80歳

ぐらいの人やそうなので、家族にもちゃんと行って、注意をしてもらおうようにやっていかないと、収まりがつかいませんから、これは最後までやらなあかんとも思います。どうかそういう意味では、将来的には防犯カメラについても検討してください。

それから、今、担当課で、乾電池式のものの設置を検討とおっしゃっていただきました。それをまた持って帰らせていただいて報告したいと思いますが、より最善の方法でいろいろよろしく願いしておきたいと思います。

公園は、地域にとっても非常に重要なもので、大事にしていかなきゃいけないと思っております。しっかりとした管理を、これこそ協働でやっていきたいと思っておりますから、お願いします。これも要望です。

7番目と22番目は以上です。

次、8番目、交通安全啓発事業でございます。だんだん人数が減ってきたことも背景にはあるということで、新制度に切り替えていくということでございます。これはうまく乗っていくように、努力をお願いしたいと思っております。

その上で、自転車の青切符についての啓発を見せてもらいました。分かりやすいチラシも作っていただいていますし、それを基にこれからしっかりまたいろんな団体に対して啓発活動をやっていただけたらと思っておりますので、積極的にやってください。よろしく申し上げます。

その上で、自転車で大事なものは、ヘルメットをかぶってもらうことが大事です。前からずっと言っていますけど、ヘルメットかぶせ隊、そういう分かりやすい取組をやっていただいて、のぼり旗を立ててしっかりPRしていく。交通安全運動だったらそういうのもぜひ検討してください。よろし

くお願いします。これも要望です。

次、9番目の放置自転車等対策事業についてでございます。なかなか使われていない民間の空いている自転車置場もあったりして、不思議やと思っていますけども、そういうのも踏まえてしっかり対策をお願いします。

それから、どうしても人間の心理として、お店のすぐ近くに止めてしまう、ここに逆らうのはなかなか大変なことで、これを取り締まっていくのも大変なことでございますから、どうしても遠いところやったら止めてもらえない。

千里丘駅東口も最初は地下に駐輪場があったんです。だからお店の人も地下に止めたらええねんって言うてました。でも、なかなか止めてくれない。地下に自転車を置いて買物に行ってもらえないという事実があったりして、そういうこともあるので、恐らく店の前に止めようとする人が出てきます。これは電磁ロックを置くことも踏まえて、今後できてからのことになるかもしれませんが、しっかり対応をお願いします。これも要望としておきます。

それから、シェアサイクルです。これはぜひ分かりやすいところへ移動していただいて、多く利用していただけるようにお願いします。大阪全域で展開されていることですが、今は分かりにくいから知らない人も多いと思います。僕も、こんなところにあるわというのを知りました。地下にあるんです。だからなかなか分からないと思うので、分かりやすいところにぜひ移動してくださいということで、検討いただくのことでございますから、よろしくお願いします。これも要望でございます。

続きまして、10番目、公共交通確保維

持事業についてでございます。しっかりこれもお願いしたいと思います。でも、全部一遍にやるわけにはいけへんやろから、優先順位として、このバス路線の話、これが最優先やと思います。めり張りもつけて、計画を見ながら、忘れることないように進めてください。よろしくお願いします。まだまだ聞いていきます。要望です。

11番、都市再生地籍調査でございます。

まだ7.3%で、なかなか時間がかかります。前に聞いたときは4%とか5%でした。終了するのに何年ぐらいかかるのか。

田舎は結構早いかもしれません。うちの田舎も早いことやりました。これは官民境界やなくて民境界も全部やりました。これも国の政策でありますけど、粛々と進めてください。要望しておきます。

12番目、公共基準点管理事業です。これもまだまだ時間のかかる取組です。令和14年度まで続き、884か所設置していくということでございます。これも計画的にしっかりと取り組んでいただきますよう、お願いしておきます。要望です。

13番、千里丘駅東口再整備事業についてでございます。

これは担当課長の熱い思いを聞きましたので、ぜひ完成した暁には、イベントをやしましょう。これは地域を巻き込むことが大事でございますので、フォルテ摂津商人会も活性化できるように頑張っていきたいと思えます。これも要望です。

14番目、交通安全対策事業についてあります。

これも計画的に進めていただいていることが分かりました。短期は令和2年度から令和5年度で終わると。今、中期のものを令和5年度から令和11年度にかけてやりますとのことでございますので、計

画的に進めてください。どうぞよろしくお
願いします。要望としておきます。

15番目、千里丘三島線道路改良事業に
ついて、これもしっかり計画的に進めてい
ただきますようお願いしておきます。要
望です。

16番目、緑の基本計画改定委託料につ
いてでございます。ワークショップは、計
画まではやらへんけども、公園の再編計画
のときには、ワークショップでやっていき
たいということでございます。期待してお
きます。

ぜひとも協働をしっかりと前に出して、
協働による公園整備、公園運営、公園管理
ができていくことを希望しておきます。要
望です。じっくり時間かけてやってくださ
い。

17番目、特定空家対策事務事業につ
いてでございます。

どんどん増えてくるので、難しい問題だ
と思えますが、地道にしっかり取り組んで
くださいますように、ぜひ知恵を絞ってい
ただいて、よろしくお願ひします。これも
要望です。

18番目、多世代定住促進事業です。こ
れも、ぜひとも分かりやすく周知してくだ
さい。ホームページも大事だけど、不動産
屋としっかり連携を取って、不動産屋から
情報が入るようにしてください。不動産
屋から正確に情報提供してもらうことで、
ぜひとも情報発信を進めていただきたい
というので、要望としておきます。

19番目、震災対策推進事業についてで
ございます。

これもいろいろ今まで御苦労されてい
るのは分かっています。集中的に密集地域
にはチラシをまいて相談会をやったりと
かしていただいていますから、引き続きし

っかりお願いしたいと思ひます。

なかなか進まへんのが残ってきていま
すから、しっかり努力をしていただきなが
ら、持続して取り組んでいただくようにお
願ひしておきます。これも要望です。

24番目、防災資機材及び備蓄用品整備
事業です。意識を持っていただいております
ので、今後ともお願いしたいと思ひます。
これも要望です。

26番目、防災対策事業についてござ
います。

今、示されている地域防災計画の中に、
地区防災計画の策定等の項目があるんで
す。その項目については国と同じように書
いてはりますけども、これは地域なり自主
防災会なりで提出することができるとな
っています。

国の法律では作成可能ということで、作
成を奨励しているわけでございます。摂津
市としては、書いてあるけども、これは奨
励されているのかどうか。実際何か手を打
つことがあるのか。令和8年度の取組はど
うなのかを聞いておきたいと思ひます。

防災サポーターはさっき聞きました。取
組をやっていただけるということですから、
期待しておきます。

防災会議の中で意見が出ていましたけ
ども、昨年の災害救助法改正等によって、
福祉サービスの提供、特に在宅避難者の支
援について記載がないと指摘があるんで
す。これは議事録に書いてあります。

このことについて、今後どのようにされ
るのか、聞いておきたいと思ひます。

27番目、避難所運営マニュアル作成に
ついてでございます。ロードマップをつく
るなりしていただきたいと思ひますので、
作成が加速することも踏まえて、どうい
うふうにつくっていくか、体制もよく考
えて

いただきながら、これを進めてください。いいことだと思いますから、よろしく願います。要望です。

それから、個別避難計画の策定ですが、これはなかなか大変で、3,000名ほどいて5件ですから、努力義務になっているけど、なかなか全部つくっていくのは難しいと思う。

結局そうなると、自宅避難をする人の支援になってくると思うんです。だから全部つくれない代わりに自宅避難者をしっかり支援して関連死を減らしていくことになってくると思っていて、その辺の兼ね合いで、これはこれで進めていかないといけないけれど、間に合わない。これが現状やと思いますので、粛々とやってください。要望としておきます。

次、29番、防災人材の育成についてですが、防災サポーターに何かやっていただくと。いろいろ研修とか講座もやっていただくということでございますから、期待しております。何やったら一緒にやりましょう。

マイ・タイムラインについてでございますが、これも非常に大事な取組だと思いますから、具体的な取組を進めていただくようお願いいたします。例えば、この間の広域避難フェスティバル、来年もやるかどうか分かりませんが、そういう機会を捉えてやるとか、どんどんやっていただきたいようお願いしておきます。これも要望です。

以上です。

○安藤薫委員長 藤浦委員、21番目の狭隘道路については、よかったですか。

○藤浦雅彦委員 21番目の狭隘道路でございます。今年2月末までに42件の相談、そのうち21件は、中心から2メートル40センチ下がるようになりましたと

のことです。半分は2メートルしか下がっていないとのことになりますが、ここは、ぜひ情熱を持って、執念を持ってやっていただきたいんです。

道路をきれいに整備していくのは、非常に大事なことやと思っていて、緊急車両が入ってくるとかいろんなことを考えて、特定の地区を決めていると思います。摂津市はうるさいと、2メートル40センチ下がるまで絶対引いてくれへんとうわさが立つぐらいに、やっていただきたいと思うんです。

茨木市が早い時期からこれをしていました。茨木市は絶対引かないです。そういう評判が立っていました。絶対引いてくれへんというぐらいの強い思いで、ぜひ進めていただきたいということをお願いしておきます。要望です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 財政課に係ります御質問に御答弁申し上げます。

質問番号3番になります。

令和8年度当初予算での繰入金が三十数億円の取崩しがあるけれども、中期財政計画では、それが3億6,400万円ほどの取崩しで、7億円ほどの積立となっている。それについて財政課としてはどのように見立てているのかという御質問でございました。

令和8年度の当初予算につきましては、先ほど御答弁申し上げました。実際に歳入と歳出のところで、令和7年度よりは多くなってきております。

しかしながら、市債発行額が令和7年度と比べますと減っているのと、主要基金からの繰入金は、当初予算の時点で令和7年度よりも減っている状況がございます。

不用額をどう見るかにつきまして、これも先ほど御答弁申し上げたところもごさいますが、過去の年度での不用額が、どれぐらいか実績を参考にして、見立てをしております。

これも令和8年1月時点での決算ベースでの見通しということで、事業費の部分について、その分の不用額が出る部分が大いのかと考えております。不用額を見通しで計算しましたところ、令和8年度の中期財政計画での見通しにつきましては、取崩し額が令和7年度と比べて少ないという状況と、なおかつ積立ができる見込みとしております。

この積立は、後年度への財源不足の際の支出に備えができるものとして見立てしておりますが、このように令和8年度の執行ができるようにやっていきたいと考えておるところです。

以上でございます。

○安藤薫委員長 浅田課長。

○浅田資産活用課長 質問番号6番、公共施設等総合管理計画についてでございます。

本市だけではありませんが、公共建築物の老朽化は大きな問題でございます。

また、人口減少社会において、今の公共建築物の規模を維持していくことは困難であり、社会変化に対応した最適な保有量と適正な配置が求められます。

このような状況から、1人当たりの公共建築物の延べ床面積を数値目標として設定して、取り組む必要があると考えております。

まだまだ検討中ではございますけれども、例えば、人口減少率に合わせて1人当たりの公共建築物の延べ床面積も減らしていくという目標設定もあろうかと思

います。今後また他市の先進事例も参考にしながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 辻副理事。

○辻総務部副理事 質問番号26番、防災対策事業に係る3回目の御質問にお答えいたします。

まず、地区防災計画に関するお問い合わせでございます。

地域防災計画は、市全体を対象にしたものでございまして、その活動主体は行政等が中心であるのに対して、地区防災計画は、地域防災計画の中に居住者等が活動主体となる計画として、コミュニティレベルでの具体的な防災活動を位置づけるものでございます。

地区防災計画は、住民や事業者といった地区の居住者等が計画の素案を作成して、市の地区防災計画に規定できるよう、市に提案することができるものでございます。地区から作成に向けた相談等があった場合には、行政の役割、被害想定、それから災害対策に係る情報提供でありますとか、訓練の実施支援、計画素案の確認・調整等を行っていくこととしております。

続きまして、在宅避難者の支援のお話でございます。

災害救助法が適用された場合、一義的には大阪府は救助の実施主体となりまして、市は大阪府の補助を行うこととなります。被災者に対する福祉サービスの提供など災害救助法の改正に係る事項につきましては、特に大阪府の地域防災計画と整合性を図る必要がございます。

法改正を踏まえた大阪府地域防災計画の改定作業につきましては、令和8年度に実施が予定されていると聞いております。

大阪府地域防災計画の改定後に、本市の地域防災計画の改定作業を進めて、法改正の内容を反映していきたいと、このように考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 もう終わりにしますが、3番目の財政の話でございます。御答弁では、令和8年度も実際に決算額が見えてこないと分からないということだろうと思えますけれども、いろいろ要因があると思えます。例えば、令和9年度になりますと、千里丘駅西地区の再開発が完成します。

そうすると、結構多額のお金を立て替えていますから、精算をされると精算金が返ってきます。こういうこともあったりとか、大型開発が一つ終わっていくことになります。

そういうことも踏まえて、どのように進んでいくかは、しっかり注視して、財政を見通していかなあかんと思えます。

そういう意味で、今回はこの質問の中では中期財政計画との整合性をテーマにさせていただきました。

これは、前のときも副市長から御答弁いただきましたけど、中期財政見通しに、摂津市における位置づけ、財政全般を総括的に、最後に聞いておきたいと思えます。

それから、もう一つはFMです。大事なもののだけ最後に残しているの、FMも非常に大事な計画になると思うんです。

先ほど、この中期財政計画の中に書いているとおり、公共施設が多いから、摂津市は減らしていく考え方があるということでございます。それもそうかもしれませぬ。でも大事なものは残していくということは、変えたらあかんと思うんです。

稼働率がよく問題になります。公共施設

の低い稼働率をどうしていくかは、検討する余地があるんです。

例えば今、摂津市で重要視しているのは、中高生の居場所づくりです。前は子ども食堂と言っていましたけど、今は中高生の居場所づくりもやっていくということでございます。

この居場所づくりをするんやったら、稼働率の低いところで、施設を活用できるように考えていく。こういうのも大事なことやと思えますし、そういう観点も持ちながら、FMは考えていただきたいと思えます。

それから、随分まちが変わってきました。安威川以北はマンションがどんどん建っていますが、子供が遊ぶ場所が少ない。旧三宅小学校も校舎が残ったままですが、何とかせなあかん。こういう課題も残っています。

そういうことも踏まえて、全部FMの中に入れてくると思えますから、いろんな考え方が必要で、先ほど集会所の考え方を言いましたが、地域支え合いセンターとしての位置づけはどうやと提案しました。

こういうことも踏まえて、ぜひしっかり検討していただいて、将来を示せるような計画としていただくことをお願いしておきます。これは要望です。

それから最後に、防災です。

地区防災計画は、先ほど副理事が言われたように、地域からつくっていくものやけども、地域でつくれることすら市民は知りません。市は、こういうのをつくってくださいという推奨をしてるんです。

そういう気がありますか、ないですかということを知っているわけでございますが、どうもなさそうです。

以前は、洪水ハザードマップが地区防災計画に当たりませんかと言ったこともあ

りまして、一旦、地域防災計画に書いてもらったこともありますけど、今回は消されました。これは違うということでございまして、いろんな計画もありますけど、一定必要な計画になってくると思うんです。

なので、これはぜひ研さんしていただきたいと思っています。

その上で、先ほど最後の改正、去年の改正災害対策基本法、それから改正災害救助法、去年の7月1日から施行されていますけども、この中に福祉的支援が入っていません。

被災者に対する福祉的支援、これは、高齢者等の要配慮者、それから在宅避難者など多様なニーズに対応するために、この災害救助法の救助の種類に福祉サービスの提供が適用されたということです。

福祉関係者との連携強化、また、災害対策基本法においても、福祉サービスの提供が明記をされまして、支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握が明記されています。このことは災害犠牲者を減らすために大変重要なことと私は重視をしているわけでございます。

これは、本会議のときに部長から答弁をいただいておりますけれども、そのときも、在宅避難者の支援拠点についてどうだと聞いたことに対して、この避難所に来られない災害時要援護者の方などがおられる場合は、平常時の支援のネットワークを生かした支援が有効であると考えられる。そのため、共助の組織として、地域で支援拠点が開設された場合には、しっかり連携を図り、物資の補充等について協力してまいりたいと答えていただいております。

前向きに答えていただいておりますので、まず、そういう拠点を、あらかじめを用意しておく、つくっておく、考えておくこと

が、考え方の中に必要だと思うんです。

今言っている福祉サービスの提供においては、これほどやいうたら在宅避難者です。在宅避難者の中には動けないとか、避難所には行けない人がいらっしゃるわけで、こういう人たちに、関連死にならないようにしっかり福祉サービスをしていこうと法律で明記をされたので、次の地域防災計画には、ぜひともこれを盛り込んでいただきたい。

盛り込んだ上で、さっき言いました集会所がそういうようになるかどうか分かりませんが、そういう支え合い拠点、これをしっかり明記していただきたいというふうに思うんです。

そうすることによって、関連死も含めた、一人も犠牲者を出さない防災ができると思うんです。くしくも明日で東日本大震災から15年です。当時も予算審査の委員会をやっていました。

そういう摂津市の体制を構築していく。これは、大事な決め手になると思うんですけど、このことを踏まえて、一人も犠牲者を出さない摂津市の防災体制を構築していくことについて、副市長から最後に決意を聞いて終わります。

○安藤薫委員長 副市長。

○山本副市長 財政の関連と防災の関連の御質問だったと思います。

まず、財政の関係から御答弁させていただきますと、健全財政の観点から、先般の代表質問でもたくさんの御質問がございました。

その中での市長の答弁を少し御紹介させていただきますと、今後の財政運営について、本市の将来を見据えたまちづくりを進めていくためには、現行の行政サービスや業務プロセスを絶えず見直し、改善をし

ていく不断の改革を推し進めることが重要だと述べられておられます。

そのためには、変化していく社会情勢に対して、危機感と当事者意識を絶えず持ちながら見直していくことが大変重要であります。今後も絶えず最善を求めていくことが大変重要であると述べられております。

中期財政計画の観点でいきますと、中期財政計画の目標の一つには、財政調整基金の残高40億円を堅持していくことが一つの目標として掲げております。

主要基金について、減少していくことは避けられないかも分かりませんが、今後安定した財政運営を確保していくためには、その目標を達成する必要があると考えております。

そのような状況下におきましても、行政経営戦略をはじめ、各分野の施策も当然ながら推進していく必要がございます。

先ほども申しました前例踏襲だけではなくて、絶えず見直していく。目的意識等々を持ちながら、最小の経費で最大の効果を上げる組織づくりをつくってまいりたいと考えております。

続きまして、防災の観点で、一人の犠牲も出さないという御質問でございます。

防災の観点も代表質問で市長に各党派から御質問がございました。その中を少し紹介させていただきますと、地域防災計画は、災害応急対策業務の手順の具体化に向けて、行政の業務継続計画、いわゆるBCP及び受援計画の作成に取り組み、より円滑な災害対応ができる体制整備につなげていかなければなりませんと。

そのことが一人の犠牲者も出さないことにつながっていく。災害に強い摂津市を目指してまいりますと、市長も御答弁なさ

れております。私も同じ気持ちで今後取り組んでまいりたいと考えております。

先ほど委員からはスイッチとありました。御質問の中にもありましたように、明日で、東日本大震災から15年となります。東日本大震災後、今は、縁が薄くなっておりますけども、岩手県釜石市といろいろ連携をいたしました。

当時、釜石の奇跡ということで、中学生が小学生の手を引き、高台に逃げていきました。その姿を見て、大人がそれについていく形で高台に逃げられた。その方々は、貴い命をなくさずに済んだ。

釜石の奇跡ということで、いろいろとマスコミ等々が取り上げたと思います。私も何度か釜石市に寄らせていただきましたけれど、釜石市の方々は、奇跡ではないと。当然ながら学校の先生方が子供たちにそういう教育をしたと。当然だとおっしゃっておられたことは忘れられません。スイッチを入れるということは大変重要ですし、そのためにもマイ・タイムラインの重要性は認識をしております。

議員の皆さんは、各委員会の行政視察で釜石市に行かれた方もあろうかと思えます。その中でいろいろ釜石市のお話も聞かれたと思えますけども、そのことを忘れず、私としては防災に取り組んでいきたいと思えます。

そのことをはじめとして、市民の方々、団体、事業者といった地域の方、全ての方々に関連する取組でもございますので、地域防災の強化をしていくためには、地域のつながりが不可欠であると私自身も考えております。

防災施策におきましても、協働のまちづくりの理念の下、防災の関係者のみならず、福祉関係者、教育関係者等々、民間の方々

も含めて、様々な分野における関係性が大変重要であると私も認識しております。そのことを推進していけるように邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○安藤薫委員長 本日の委員会はこの程度にとどめて、散会をしたいと思います。

(午後4時56分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 安藤 薫

総務建設常任委員 峰松由紀子